

【2019年度～2022年度】

調布市教育プラン



調布市教育委員会

はじめに

「調布市教育プラン」は、2010（平成22）年3月に、教育基本法に基づく調布市の教育振興基本計画として策定しました。その後、2015（平成27）年3月に、調布市基本計画の修正にあわせた改定を行い、調布市の教育施策の総合計画として取組を推進して参りました。

策定から4年が経過し、この間、調布市を取り巻く教育環境が変化しております。新たな学習指導要領の全面実施、特別支援教育の推進、不登校児童・生徒への支援、いじめや貧困の問題、児童・生徒数の増加、学校施設の老朽化対策、教職員のワーク・ライフ・バランス等、調布市の教育環境を取り巻く喫緊の課題に対応することが求められております。

調布市教育委員会では、これまでの取組成果、課題を整理するとともに、国、東京都の教育振興基本計画や調布市の基本構想、基本計画との整合などを踏まえ、2019（平成31）年度から2022年度までの4年間の取組を計画的に進めるため、ここに「調布市教育プラン」としてとりまとめました。

本プランは、調布市教育委員会が掲げる教育目標の実現に向け、5つの基本方針に対し、10の施策、34の主要事業を体系づけ、取組を推進することとしております。今後、本プランで掲げた取組を学校、家庭、地域との連携・協働により実現していきたいと考えております。

本プランを策定するにあたり、「調布市教育プラン策定検討委員会」及び「調布市教育プラン策定検討部会」を設置し、検討・協議を重ねるとともに、パブリック・コメントを実施し、貴重な御意見・御提案をいただきました。本プランの策定にご協力いただきました委員並びに市民の皆様に心から感謝申し上げます。

市民の皆様には、引き続き調布市の教育への御協力、御支援をよろしくお願い申し上げます。

2019（平成31）年2月

調布市教育委員会

目 次

第 1 章 調布市教育プランの概要	2
1 策定の経緯	2
2 策定の視点	2
3 計画期間	3
4 各計画等との関係	3
5 調布市教育委員会の基本方針	3
第 2 章 施策の展開	4
第 1 節 施策の体系図	4
第 2 節 各施策について	6
施策 1 豊かな心の育成	6
施策 2 確かな学力の育成	8
施策 3 健やかな体の育成	10
施策 4 個に応じたきめ細かな支援	12
施策 5 魅力ある学校づくりの推進	14
施策 6 安全・安心な学校づくりの推進	16
施策 7 学校施設整備の推進	18
施策 8 青少年の育成	20
施策 9 生涯学習社会への対応	22
施策 10 地域ゆかりの文化の保存と継承	24

第3章 教育プランの推進にあたって	26
1 連携・協力体制	26
2 プランの進行管理	27
資料編	28
1 調布市教育委員会の教育目標・基本方針	28
調布市教育委員会教育目標	28
調布市教育委員会基本方針	29
基本方針1 生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる	29
基本方針2 「生きる力」を育て、個を伸ばす教育を充実する	30
基本方針3 学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進める	31
基本方針4 安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する	31
基本方針5 生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する	32
2 調布市の教育を取り巻く動向	33
3 関連する市の計画等	38
4 調布市教育委員会の権限に属する事務の点検・評価の結果	42
5 プランの策定経緯	43
6 用語解説	47
7 調布市教育プラン策定検討委員会からの報告	55

第1章 調布市教育プランの概要

1 策定の経緯

2006（平成18）年12月の教育基本法の改正，国・東京都の教育振興基本計画や，調布市の基本構想・基本計画との整合などを踏まえ，調布市の教育振興基本計画として2010（平成22）年3月に「調布市教育プラン」を策定しました。

その後，調布市の基本計画等と整合を図る観点から，教育プランについても同様に，2013（平成25）年3月，2015（平成27）年3月に改定し，市の教育施策に取り組んできました。これまでの教育プランの計画期間が2019（平成31）年3月までであるため，2019（平成31）年4月以降についても市の教育課題に対し，計画的に取り組を進めるため，本プランを策定しました。

2 策定の視点

これまでの教育プランの取組を踏まえつつ，新たな学習指導要領，特別支援教育，不登校，いじめ，貧困，児童・生徒数の増加，学校施設の老朽化，教職員のワーク・ライフ・バランス等，調布市の教育環境を取り巻く喫緊の課題に対応するため，以下の視点から策定しました。

（1）体系の再編

- 「調布市教育委員会教育目標・基本方針」に施策・主要事業を体系づける。
- 「10の施策・34の主要事業」に再編（旧教育プラン 12施策・44事業・7重点プロジェクト）

（2）成果指標の設定

- 各施策の「ねらい」に対応した「成果指標」を設定
- 「児童・生徒の意識」にも着目（施策1～3）
- 施策ごとに，施策の成果向上を把握するための指標とその現状値・目標値を示しています。成果指標は，施策の一つの指標であるため，毎年度実施する「調布市教育委員会の権限に属する事務の点検・評価」においては，成果指標の結果のみならず，施策に連なる主要事業，主な取組の実績等を総合的に評価したうえで実施します。

（3）関連事業の設定

- 複数の施策・事業に関連する取組について，『関連事業』として位置付け，取組の推進

（4）新規・拡充の取組

- 新たな学習指導要領，調布市教育大綱（市長部局）との連携等を踏まえた取組

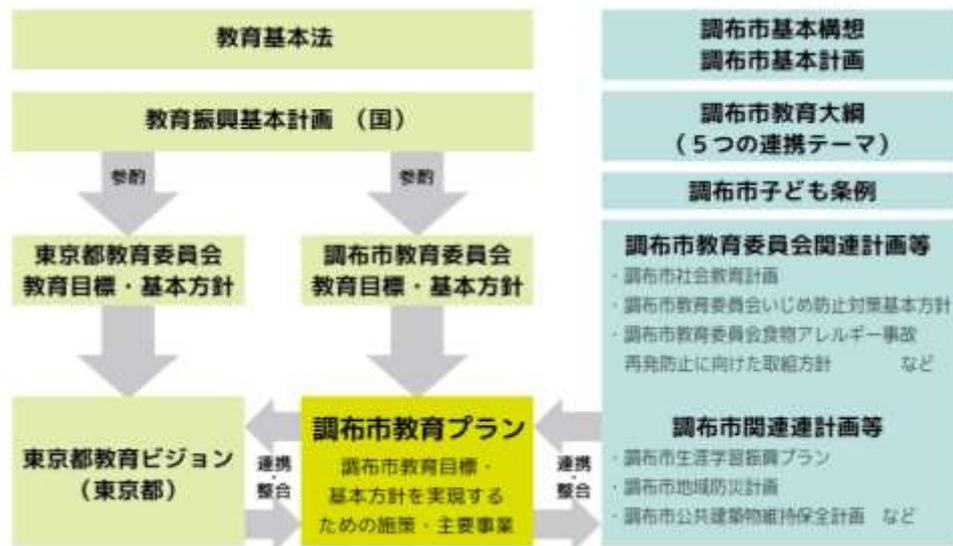
3 計画期間

調布市の基本計画等と整合を図る観点から、2019（平成31）年度から2022年度までの4年間を計画期間とします。

計画等	年度	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020	2021	2022
調布市教育プラン									4年間		
調布市教育大綱											
調布市基本構想											
調布市基本計画		前期基本計画			【修正】基本計画			後期基本計画			

4 各計画等との関係

本プランは教育基本法第17条第2項の規定に基づき、調布市教育委員会が定める教育振興基本計画です。国や東京都の関連計画の内容を参酌するとともに、調布市の各種計画等と整合を図りながら教育施策を推進していきます。



5 調布市教育委員会の基本方針

調布市教育委員会は、教育目標^(P28)の実現に向け、以下の5つの基本方針及び調布市教育プランに基づき、総合的な教育施策を推進します。

- | | |
|-------|--|
| 基本方針1 | 生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる ^(P29) |
| 基本方針2 | 「生きる力」を育て、個を伸ばす教育を充実する ^(P30) |
| 基本方針3 | 学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進める ^(P31) |
| 基本方針4 | 安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する ^(P31) |
| 基本方針5 | 生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する ^(P32) |

第2章 施策の展開

第1節 施策の体系図

教育目標を実現するための5つの基本方針を踏まえ、10の施策・34の主要事業を展開



します。各施策と主な取組は、次頁以降に記載しています。

成果指標・目標値		
 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】	「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合 <small>※全国学力・学習状況調査</small>	小学校 100.0% 中学校 100.0%
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】	東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数 「自分たちで課題を立て、話し合いながら学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合 <small>※全国学力・学習状況調査</small>	小学校 3.0pt 中学校 3.0pt 小学校 80.0% 中学校 80.0%
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【学務課、指導室】	東京都「児童・生徒の体力・運動能力、生活・運動習慣の向上を図るための調査」における東京都（各学年・男女別）の体力合計点と市内市の体力合計点の差 体育の授業における、体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合 <small>※全国学力・学習状況調査</small>	東京都の平均値を上回る（小学校・中学校） 小学校 男・女 75.0% 中学校 男・女 70.0%
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【教育相談所】 【指導室、学務課】 【指導室】	通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター等の外部支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率	小学校 90% 中学校 90%
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室、学務課】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室、学務課、教育総務課】	地域学校協働本部の設置校	28校 （市立小・中学校全校）
【学務課、指導室】 【教育総務課、指導室】 【学務課、社会教育課、教育総務課】	調布市防災教育の日の参加者数	30,000人
【教育総務課 施設担当】 【教育総務課 施設担当】 【教育総務課 施設担当】	耐用年数を基本に、屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合	屋上防水 100%(101/101棟) 外壁 100%(101/101棟) 受変電設備 100%(28/28棟)
【社会教育課】 【社会教育課】 【社会教育課】	リーダー養成講習会の参加者数	1,400人 （4か年累計）
【社会教育課、公民館】 【社会教育課】 【公民館】 【図書館】	社会教育施設（公民館・図書館）の満足度 <small>※調布市市民意識調査</small>	図書館 75.0% 公民館 50.0%
【郷土博物館】 【郷土博物館、図書館】	郷土博物館・実業記念館の合計入館者数	55,000人

第2節 各施策について

施策

1

豊かな心の育成

対応する
教育委員会
基本方針

1, 2
※P29, 30参照

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査	《2017（平成29）年度実績》 小学校 95.2% 中学校 92.8%	小学校 100.0% 中学校 100.0%

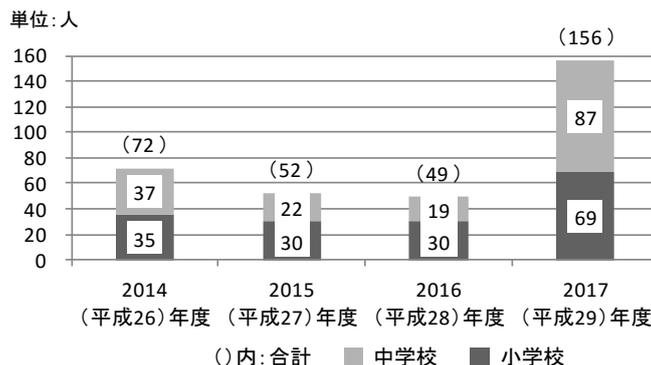
(2) 施策のねらい

一人一人の児童・生徒を大切にする教育を進めることで、命の大切さを自覚するとともに、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる豊かな心を育成します。

(3) 背景《P36 資料編2(5)3)いじめの認知件数 参照》

- 自他の命を大切にする心豊かな教育活動の推進が求められています。児童・生徒一人一人が命の大切さを自覚するとともに、他者との違いを理解し、互いに認め合うことのできる豊かな心の育成を推進していく必要があります。
- 2017（平成29）年3月、「いじめ防止対策推進法」施行3年後の見直しとして、けんかやふざけあいであっても、児童・生徒が感じる被害性に着目し、いじめを認知するなど、「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されました。2016（平成28）年度の全国いじめの認知件数が、過去最多となり、調布市においても、2017（平成29）年度の認知件数が過去最多となりました。いじめは、どの子ども、どの学校にも起こりうるものであることを認識したうえで「調布市教育委員会いじめ防止に関する規則」や「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針^(P52)」に基づく、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階のポイントを念頭に、各学校をはじめ関係機関と連携しながら、いじめの未然防止及び早期解決などの対策に取り組んでいく必要があります。
- 「特別の教科 道徳^(P53)」の全面実施（小学校は2018（平成30）年4月1日、中学校は2019（平成31）年4月1日）を踏まえ、答えが一つでない道徳的な課題に対し、児童・生徒が主体的に向き合い、考え議論する道徳教育への転換を図るため、具体的な授業の充実に取り組んでいく必要があります。

調布市におけるいじめの認知件数の推移



(4) 主要事業

1 命の教育の推進

【指導室】

「命」の授業^(P47)の実施や「いのちと心の教育」月間^(P47)を通して自他の生命（いのち）を大切にすることや、他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる、心豊かな教育活動を推進します。

2 人権教育の推進

【指導室】

《関連事業》13 いじめ、虐待の防止と対応

【指導室】

人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことができる児童・生徒を育成し、いじめの未然防止等に取り組むとともに、障害、国籍、性別等、多様性を認め合う、心のバリアフリー教育^(P49)を推進します。

3 道徳教育の推進

【指導室】

道徳の教科化を踏まえ、児童・生徒が主体的に深く考え、議論するなど、道徳授業の質の向上を図ります。また、道徳授業地区公開講座の実施を通じ、保護者・地域と連携した道徳教育を推進します。

4 体験活動の推進

【指導室】

宿泊を伴う移動教室の体験学習や、中学生職場体験など、集団行動や社会との接点となる体験を通じて規律性、社会性、協調性の育成に加え、達成感や成功体験の機会を充実させ、課題を最後までやり抜く姿勢を育成します。

(5) 主な取組

- 「命」の授業及び「いのちと心の教育」月間の取組等、児童・生徒が主体的に考える取組の推進
- 児童・生徒に対する普通救命講習^(P53)、教員に対する上級救命講習^(P50)の実施
- 人権教育全体計画・年間指導計画に基づく取組の推進
- 道徳の教科化による道徳の授業の充実
- 道徳授業地区公開講座の実施
- 宿泊を伴う体験学習、中学生職場体験等による社会性・協調性の育成
- 環境教育による市内の自然環境への理解や持続可能な社会の担い手としての意識の醸成



命の授業（調布市防災教育の日）



中学生職場体験

2 確かな学力の育成

対応する
教育委員会
基本方針

2
※P30 参照

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数	《2017（平成29）年度実績》 小学校 2.4 p t 中学校 0.1 p t	小学校 3.0 p t 中学校 3.0 p t
「自分たちで課題を立て、話し合いながら学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査	《2017（平成29）年度実績》 小学校 78.6% 中学校 74.6%	小学校 80.0% 中学校 80.0%

(2) 施策のねらい

新たな学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善等に取り組み、確かな学力の育成や新しい時代に求められる社会の様々な変化に対応できる生きる力を育成します。

(3) 背景《P34 資料編2(2)新学習指導要領の全面实施, (3)児童・生徒の学力向上を図るための調査 参照》

- 近年、知識・情報・技術をめぐる変化の速さが加速的となり、AI（人工知能）^(P47) やIoT（Internet of Things）^(P47) の活用等、情報化やグローバル化といった社会の変化が予測を超えて進展しています。このような予測できない社会の変化に対し、積極的・主体的に関わり合い、他者とともに課題を解決していく資質・能力を育成する必要があります。
- 2017（平成29）年3月に新たな学習指導要領が示され、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から全面实施されます。小・中学校学習指導要領等の改訂のポイントとして、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善が必要とされています。子どもたちが新たな時代に対応した生きる力を身に付けていくため、「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた授業を通じ、生きて働く知識・技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力を習得するなど、確かな学力を育成する必要があります。

(4) 主要事業

5 基礎的知識・技能、学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成

【指導室】

《関連事業》16 地域人材等を活用した教育の充実

【指導室】

少人数・習熟度別指導等による「できる」「分かる」までの指導や、一人一人の児童・生徒の主体性を重視する指導、個に応じたユニバーサル・デザインの視点^(P54)に立った授業改善等により、児童・生徒の基礎的知識・技能の習得や学習満足度の向上、できるまで挑戦し続ける意欲の育成と定着を図ります。

理科や数学等への関心を高め、理数好きの児童・生徒の裾野を拡大させ、科学技術の土台となる理数教育の一層の充実を図ります。

6 ICT^(P47) 機器の整備・活用と情報教育の推進

【指導室】

児童・生徒用のタブレット端末等，ICT機器の整備・活用により，主体的な学び，魅力ある授業づくりを推進し，情報活用能力を育成します。社会が情報技術によって支えられていること，プログラムが社会の発展に大きく貢献していることなどについて，東京都教育委員会や専門機関と連携した取組等により理解を深めるとともに，プログラミング的思考（論理的に考える力）を育成します。

また，携帯電話，スマートフォンやインターネットなどによる，いじめや人権問題に対する意識の啓発を図ることで，情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。

7 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進

【指導室】

《関連事業》9 体力向上への支援

【指導室】

外国人英語指導講師（AET）を活用した授業の実施等，英語及び外国語活動の充実により，国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を育成するとともに，国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材を育成します。

オリンピック・パラリンピックの歴史，理念，参加国の文化等の学習を通じ，異文化や障害者に対する理解を深めるとともに，自他を認め，尊重し合う心を育成します。また，調布市がオリンピック・パラリンピックの競技会場であることを生かすとともに，オリンピック・パラリンピアンとの交流を通して，運動やスポーツへの関心を高め，夢に向かう努力や困難を克服する意欲の向上，共生社会の実現に向けた意識の醸成等を図ります。

8 学校図書館の活用推進

【指導室】

各学校に学校図書館専門嘱託員を配置することで，図書の購入，点検，整理等を行うとともに，本の貸出，レファレンスサービス^(P54)，本の読み聞かせなどを行うことで，児童・生徒の主体的・意欲的な読書活動の充実を図ります。

(5) 主な取組

- 一人一人の児童・生徒の主体性を育み，少人数・習熟度別指導等による確かな学力の育成
- 学校におけるスタートカリキュラムの取組，幼・保・小及び小・中連携の推進
- 学校支援地域本部^(P48)（地域学校協働本部^(P51)）における学習活動支援の取組
- 少人数指導講師の配置，科学センター^(P48)の運営等による理数教育の充実
- タブレット端末等，ICT機器の計画的な整備・活用による学習活動の充実
- コンピュータでの文字入力の習得，プログラミング的思考の育成
- インターネット等を用いた情報社会における正しい判断や望ましい態度の育成
- 外国人英語指導講師（AET）の活用等による「使える英語」を習得させる実践的教育の推進
- 国際交流事業を通じた豊かな国際感覚の醸成
- 英語教育推進委員会における小学校の外国語・外国語活動に関する情報共有，授業研究等の推進及び小・中連携による英語教育の推進
- 異文化の理解，障害者に対する理解の促進等による多様な社会で主体的に行動できるグローバルな人材の育成
- 学校図書館を活用した読書活動・学習活動の推進，学校図書館支援センター機能の推進

3 健やかな体の育成

対応する
教育委員会
基本方針

2
※P30 参照

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
東京都「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」における東京都（各学年・男女別）の体力合計点と調布市の体力合計点の比較	《2017（平成29）年度実績》 小学校 ▲2.5pt 中学校 ▲2.7pt	東京都の平均値を上回る (小学校・中学校)
体育の授業における、体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査	《2017（平成29）年度実績》 小学校 男71.5% 女69.3% 中学校 男62.0% 女58.2%	小学校 男・女 75.0% 中学校 男・女 70.0%

(2) 施策のねらい

健康の保持増進、体力の向上や食育^(P50)の取組に加え、規則正しい生活習慣の定着を図る取組等を通じて、健やかな体を育成します。

(3) 背景《P35 資料編2(4) 児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査 参照》

●2017（平成29）年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査における調布市の結果は、前年度との比較では全体的に向上しましたが、各種目の合計である体力合計点が東京都平均に達していない学年があります。体力は、人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上で重要であることに加え、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、人間の健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送るためにも大変重要なものです。

子どもの時期に活発な身体活動を行うことは、成長・発達に必要な体力を高めることはもとより、運動・スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い、病気から身体を守る体力を強化し、より健康な状態を作っていくことにつながるため、学校における体育活動を通じて、スポーツの楽しさに気づかせることも、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するために重要な視点となります。

●近年、偏った栄養摂取、朝食欠食といった食生活の乱れや、肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。「よく食べ、よく動き、よく眠る」（調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠）という健康3原則を踏まえた正しい知識と基本的な生活習慣を身に付け、子どもの心と身体と知性がバランスよく成長・発達するよう見守り、育て、働きかけていくことが必要とされています。



親子調理教室



調布市小学生タグラグビー大会

(4) 主要事業

9 体力向上への支援

【指導室】

《関連事業》7 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進

【指導室】

16 地域人材等を活用した教育の充実

【指導室】

全小・中学校の児童・生徒を対象とした東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果を分析し、課題を明確にしたうえで、体育授業の改善、「一校一取組，一学級一実践」運動^(P47)、コーディネーショントレーニング^(P49)、オリンピック・パラリンピック教育推進校^(P48)（小・中学全28校が東京都教育委員会から指定）としての取組や、小学生タグラグビー大会の実施、中学生「東京駅伝」大会への参加など、体育・健康に関する取組を学校全体で展開し、児童・生徒の体力・運動能力の向上を図るとともに、チームワークや連携・協力する意識の醸成を図ります。

また、学校支援地域本部（地域学校協働本部）の取組として、水泳指導員や運動部活動における外部指導員等、地域人材等の更なる活用を推進します。

10 食育の推進

【学務課，指導室】

児童・生徒が食に関する正しい知識を習得し、生涯にわたって望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けることができるよう、食に関する指導計画を小・中学校全校で作成するとともに、地場農産物の活用、給食の時間を活用するなど、学習活動や家庭・地域との連携を図りながら、食育を推進します。

また、学校だけでなく、市が取り組む食育関連事業と連携を図ることで、児童・生徒の食育を推進します。

(5) 主な取組

- 日常の体育授業等における運動量の確保や体力向上を図るための授業改善の推進
- 「一校一取組，一学級一実践」の運動，コーディネーショントレーニング等，体力・運動能力の向上に関する取組推進
- オリンピック・パラリンピック教育推進校としての取組の充実
- 小・中学校全校での食に関する指導計画作成に基づく，食育指導の推進
- 学校給食への地場農産物の活用推進
- 食育推進事業（親子料理教室，食育講演会等）の実施



車いす（ウィルチェアー）ラグビー体験会



食育講演会

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター等の外部支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率	《2018（平成30）年度実績》 小学校 76.5%	小学校 90%
	中学校 53.7%	中学校 90%

(2) 施策のねらい

全ての児童・生徒が、自己の能力を発揮し、生き生きと学校生活を送ることができるよう、学校、関係機関が連携を図りながら、個に応じた支援を推進します。

(3) 背景《P35～36 資料編2(5) 子どもが安心して学ぶことができる教育環境の整備 参照》

- 調布市では、2015（平成27）年度に策定した調布市特別支援教育全体計画（改定版）に基づき、2016（平成28）年度から、支援が必要な児童が通級指導学級設置校に通う体制を改め、通級指導の拠点校から教員が巡回し、在籍校で支援が行われる校内通級教室を小学校全校に設置しました。引き続き増加傾向にある、特別な支援が必要な児童・生徒^(P53)に対し、一人一人の個性を尊重し、求められる教育ニーズに対応するため、「調布市特別支援教育推進計画」に基づき、校内通級教室の体制の充実、教員・保護者・地域の障害に対する理解啓発等の取組について、関係機関等と連携を図りながら推進していく必要があります。
- 2016（平成28）年12月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童・生徒に対する支援等に関し、国・地方公共団体の責務が規定されました。法の施行を受け、調布市では、2018（平成30）年4月に、全国初の分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室^(P51)」を開設し、不登校生徒に対して、普通教室に相当する教育の機会を確保する取組を開始しました。不登校状態にある児童・生徒数は、調布市においては増加傾向にあり、その要因や背景も多様化しています。不登校の「未然防止」と「初期対応」に取り組むとともに、適応指導教室「太陽の子^(P52)」や不登校特例校「第七中学校はしうち教室」の運営等、子ども一人一人の実状に合わせたきめ細かな支援体制を構築する必要があります。
- 2014（平成26）年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」では、生まれ育った環境により将来が左右されることがないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策が重要であることが規定されています。また、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけて総合的対策を推進するとともに、教育費の負担軽減を図ることとしています。調布市においても生活困難層が存在する実態を踏まえ、支援体制の充実や関係機関との連携等を推進していく必要があります。

(4) 主要事業

11 特別支援教育の推進

【指導室】

特別な支援が必要な児童・生徒一人一人の能力を最大限伸ばすため、個別の教育支援計画^(P49)及び個別指導計画^(P49)の作成やスクールサポーター^(P51)の活用、専門家チームによる巡回相談の実施等、全ての学校で特別支援教育を推進します。また、就学前の教育・保育を小学校に、また、小学校における教育を中学校にスムーズにつなげ、児童・生徒が学校生活を不安なく過ごせるよう、就学支援シートの活用や幼稚園、保育園、小学校、中学校との連携に加え、子ども発達センター等の関係機関との連携を進めます。

12 不登校児童・生徒への支援

【指導室】

不登校児童・生徒に対して、小集団での学習・活動の場を通じた対人関係能力の伸長や自立支援のための集団適応指導を行うとともに、スクールカウンセラー^(P51)・スクールソーシャルワーカー^(P51)の活用や、市の関係部署、関係機関・団体と連携した取組等による支援を進めます。また、適応指導教室及び分教室型の不登校特例校の体制整備を推進します。

13 いじめ、虐待の防止と対応

【指導室】

《関連事業》2 人権教育の推進

【指導室】

18 教職員の指導力・人権意識の向上

【指導室】

いじめ、虐待については、スクールカウンセラーの活用や子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じて、未然防止、早期発見、早期対応等を行うとともに、文部科学省や東京都教育委員会による調査結果等を通じた実態把握・傾向分析を行い、関係機関と連携し対応します。

14 個に応じたきめ細かな教育相談の充実

【教育相談所】

子どもに関する様々な心配ごとについて、教育相談所で実施している来所相談や電話相談、就学相談等により、悩みや不安を抱える子どもや保護者一人一人の心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かい対応に努めます。

15 児童・生徒の貧困への対応

【指導室，学務課】

《関連事業》18 教職員の指導力・人権意識の向上

【指導室】

教育支援コーディネーター室に配置しているスクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実や、関係機関とのネットワークを通じた連携、就学援助制度^(P50)による支援を継続します。

(5) 主な取組

- 「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク^(P52)」における市の関係部署、その他関係機関・団体との連携
- 幼・保・小、小・中連携、子ども発達センター等の関係機関との連携、適切な支援
- 保護者に対する就学支援シートの周知、提出されたシートを活用したきめ細かな支援の実施
- 固定学級・校内通級教室の体制整備等、「特別支援教育推進計画」に基づく取組の推進
- 適応指導教室「太陽の子」及び分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」の体制整備
- 不登校プロジェクト(SWITCH)^(P53)、メンタルフレンド^(P54)、テラコヤスイッチ^(P52)等の取組の推進
- 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」^(P50)や東京都教育委員会「ふれあい月間」^(P53)のアンケート調査等を通じた実態把握と傾向分析
- スクールカウンセラーによる小学5年及び中学1年の全児童・生徒に対する面接実施
- 相談(来所・電話・就学・巡回)の充実と関係機関との連携強化
- 学校に行きづらい子どもの保護者の集いの実施
- スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実
- 就学援助制度の周知、適切な運用に基づく支援の継続

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
地域学校協働本部の設置校	【2018（平成30）年度までは学校支援地域本部として実施】 2018（平成30）年度実績16校	28校 (市立小・中学校全校)

(2) 施策のねらい

児童・生徒の状況に応じた教育活動や、地域の特性を生かした取組を実施するとともに、教員の資質・能力の向上、また、働き方改革に取り組むことにより、魅力ある学校づくりを推進します。

(3) 背景

●2015（平成27）年12月の中央教育審議会における答申において、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える活動を「地域学校協働活動」とし、その推進体制を「地域学校協働本部」に発展させることが提言されました。2017（平成29）年3月には、社会教育法が一部改正され、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、社会総がかりによる教育を実現するため、「地域学校協働活動」が法律で位置づけられました。また、2018（平成30）年2月の東京都生涯学習審議会における、「地域と学校の協働」を推進する方策について—中間のまとめ—の中では、従来の「学校支援地域本部」等から、より一層の連携・協働、一体的活動の充実を図るため、「地域学校協働本部」として段階的に発展させていくことが記載されました。これらの動向を踏まえたうえで、学校や地域の実態を踏まえた教育活動を展開し、特色ある学校づくりに取り組むためには、地域による学校の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」の観点をより一層発展させ、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを推進していく必要があります。

●学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校教育の更なる充実が求められている一方で、教員に求められる役割の拡大に伴う長時間労働が、教員の心身への影響や教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。2017（平成29）年12月、文部科学省が「学校における働き方改革に関する緊急対策」をとりまとめたことを受け、2018（平成30）年2月に東京都教育委員会が「学校における働き方改革推進プラン」を策定し「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロとする」目標を掲げました。

調布市では、東京都教育委員会が掲げた目標を踏まえ、市立小・中学校の働き方改革を実現するため、「調布市立学校における働き方改革プラン」に基づき具体的な取組を進めることとしました。研修等の実施による教員の資質・能力のより一層の向上に加え、心身の健康の保持と、誇りややりがいをもって職務に従事できる環境を整備するため、教員業務の見直しと業務改善の推進等といった働き方改革に取り組む必要があります。

(4) 主要事業

16 地域人材等を活用した教育の充実 【指導室】

《関連事業》5 基礎的知識・技能、学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成 【指導室】
9 体力向上への支援 【指導室】

これまで設置してきた「学校支援地域本部」を「地域学校協働本部」に発展させるとともに、未設置校へ計画的に設置し、様々な活動を通じて地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支える体制を整備します。また、学校関係者による評価の充実を図ることで、学校・家庭・地域が現状と課題認識を共有し、学校経営の改善につなげます。また、外部指導員の活用による部活動の支援、ゲストティーチャーや学校協力員を活用した教育活動、地域の方々と連携した児童・生徒のボランティア活動等を通じて、児童・生徒が豊かな人間性を培い、生き生きとした学校生活となるよう、地域に開かれた学校づくりを進めます。

17 特色ある教育活動の推進 【指導室，学務課】

農業体験や環境美化活動、登下校時の見守りなど、地域の特性を生かした取組を推進するとともに、生徒自らの個性にあった中学校を選択する中学校学校選択制^(P51)を通じて、自立心の成長を促し、それぞれの個性や可能性をさらに伸ばします。

18 教職員の指導力・人権意識の向上 【指導室】

《関連事業》13 いじめ、虐待の防止と対応 【指導室】
15 児童・生徒の貧困への対応 【指導室】

経験年数、教科別・課題別の研修や、校内におけるOJT研修、教育経営研究室の専門研究員の巡回指導に加え、東京教師道場^(P52)等の外部研修による教員の指導力、資質・能力の向上を図ります。

また、教員の人権意識のさらなる高揚を図るため、いじめや体罰、不適切な指導・暴言等の根絶、子どもの貧困問題、外国（海外）にルーツを持つ子ども^(P48)、LGBT^(P47)等、多様性についての適切な理解に向けた研修等の充実を図ります。

19 学校における働き方改革の推進 【指導室，学務課，教育総務課】

教員業務の見直し、部活動の在り方や学校徴収金の適正化の検討等、教員の働き方改革を進めます。教員が児童・生徒のための時間を確保し、専門性を発揮できる環境を整備することで、学校教育の質の維持向上、魅力ある学校づくりにつなげていきます。

(5) 主な取組

- 地域学校協働本部の活用と計画的な設置の推進
- 学校評議員・学校関係者評価委員^(P48)による学校経営の充実
- 特色ある学校づくり推進交付金を活用した特色ある教育活動の充実
- 中学校学校選択制の実施等を通じた特色ある学校づくりの推進
- 新たな学習指導要領に対応した「授業改善推進プラン^(P50)」に基づく取組の推進
- 学校、教育経営研究室、指導主事の連携による研修、指導の推進
- 服務事故防止、体罰防止等に関する研修の実施
- 「調布市立学校における働き方改革プラン^(P52)」に基づく取組の推進
- 校務改善を通じた学校経営力の向上

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
調布市防災教育の日の参加者数	《2014（平成26）～ 2018（平成30）年度の 平均参加者数》 29,935人	30,000人

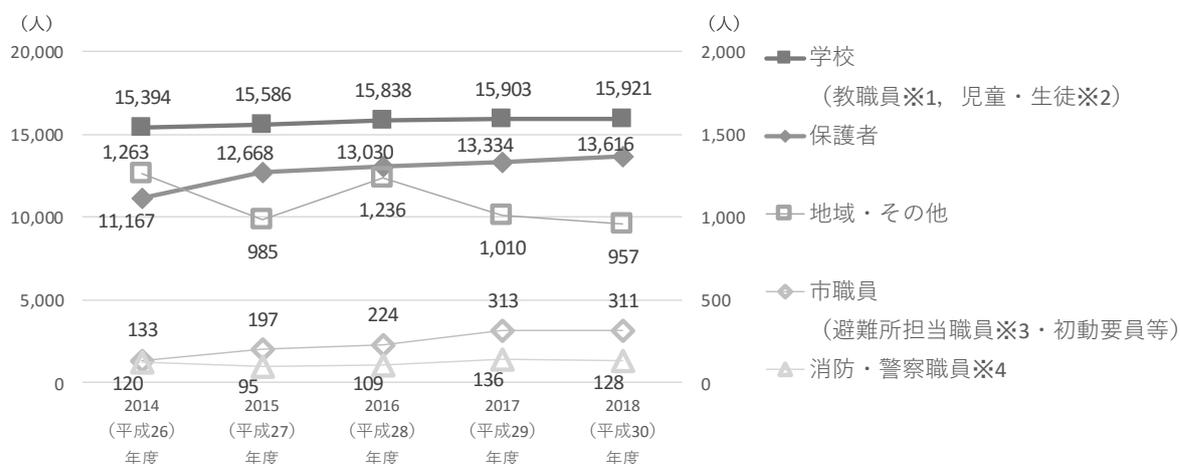
(2) 施策のねらい

児童・生徒の安全確保に関わる取組を実施し、安全・安心な学校づくりを推進します。

(3) 背景

- 近年、学校内外における不審者による子どもの安全を脅かす事件や、登下校中の子どもが巻き込まれる交通事故、また、地震、台風・集中豪雨等の自然災害、熱中症事故等が発生し、学校における子どもの安全の確保が喫緊の課題とされています。また、児童・生徒が主体性をもってこれらの災害、事件・事故等から自ら身を守る危機回避能力をはじめ、自らが判断し行動できる力を身に付ける取組を進める必要があります。
- 2012（平成24）年12月、調布市立学校において、食物アレルギー^(P50)による児童死亡事故が発生しました。このような事故を二度と起こさないためにも、2013（平成25）年11月に策定した「調布市教育委員会食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針」に基づく、食物アレルギーに関する正しい知識・技術の習得等、再発防止に向けた取組を徹底し、安全・安心な学校づくりを進めていく必要があります。

調布市防災教育の日の参加者数の推移（過去5年間）



※1 各年度実施日当日の在籍教職員数

※2 各年度5月1日現在の在籍児童・生徒数

※3 本部要員を含む。

※4 消防団員を含む。

調布市内の東京都立高等学校及び私立学校の参加者数は含まない。

(4) 主要事業

20 食物アレルギー対策の推進

【学務課，指導室】

食物アレルギーのある児童・生徒に対し，医師の診断や給食施設の状況等により，対応可能な範囲で給食を提供します。また，アレルギー対応専用調理室を給食室の改修工事にあわせ計画的に整備することに加え，校内研修・訓練を実施し，教職員の意識・知識・技能の向上に努めるなど，事故を風化させない取組や，学校における食物アレルギー対策を進めます。

21 安全教育の推進

【教育総務課，指導室】

調布市防災教育の日^(P52)における，避難訓練や引き渡し訓練，避難所開設訓練等を通じて，児童・生徒の自助・共助意識を養い，自助・共助のために必要な知識と行動を習得します。また，セーフティ教室^(P51)の実施や「学校危機管理マニュアル^(P48)」の活用等を通して，安全確保のために必要な事項を実践的に理解し，進んで安全で安心な社会づくりに参加し，貢献できるような資質や能力の養成を図ります。

22 児童・生徒の安全確保の推進

【学務課，社会教育課，教育総務課】

通学路に設置した防犯カメラの適切な維持管理や通学路合同点検の実施，通学路標識板の更新，通学路マップの作成配布による啓発，児童通学見守り員の配置等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに，子ども達が不審者から声かけなどをされた際の駆け込み場所としている「こどもの家」の普及啓発を行うなど，保護者・地域と連携した安全対策を図ります。また，室内化学物質による児童・生徒の健康被害を防ぐため，「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」を遵守し，継続的にシックハウス^(P49)対策を講じ，情報収集に努めることにより，安全・安心な学習環境を提供します。

(5) 主な取組

- 東京慈恵会医科大学附属第三病院とのアレルギー対応ホットライン^(P47)の運用や関係機関との連携による正しい知識・技術の習得
- アレルギー対応専用調理室の設置等，計画的な整備の推進
- 調布市医師会，アレルギー専門医等との連携による管理指導表の分析・検討等
- 校内用携帯電話等による，緊急時における連絡手段・体制の整備
- 「調布市防災教育の日」や「セーフティ教室」等による安全教育・指導の推進
- 通学路に設置した防犯カメラの適切な維持・管理，通学路の合同点検の実施等
- 「こどもの家」の普及啓発の推進
- 「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」に基づく，シックハウス対策の実施



食物アレルギー対応専用調理室



調布市防災教育の日
(マンホールトイレ設置訓練)

7 学校施設整備の推進

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
耐用年数を基本に、屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合	《2018（平成30）年度見込》 屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	屋上防水 100% (101/101 棟) 外壁 100% (101/101 棟) 受変電設備 100% (28/28 棟)

(2) 施策のねらい

だれもが安全・安心に利用できることに加え、児童・生徒が良好な環境の中で学習できるよう、学校施設の整備を推進します。

(3) 背景《P37 資料編2(6)教育人口推計, (7)市立小・中学校主要校舎築年数別棟数(2017(平成29)年度) 参照》

- 調布市では、市の人口増加の影響を受け、児童・生徒数も増加傾向であり、今後もその傾向はしばらく続く見込みであることから、就学人数に応じた教室数の確保や教育環境の整備が必要です。
- 学校施設の老朽化対策として、実際の校舎の寿命がどの程度であるかを判断した耐久性調査の結果を踏まえ、施設の建替えや長寿命化といった対応に加え、児童・生徒が学校内で安全・安心に生活ができるよう、「調布市学校施設整備方針」に基づき、学校内の施設・設備の点検・改修等を計画的に進めていくことが求められています。
- 学校施設が、発災時において、児童・生徒の安全を確保する場となるだけでなく、地域住民の避難所としても必要な機能が発揮できるよう、引き続き、非構造部材^(P53)の耐震化や避難所機能としての整備を推進していく必要があります。
- 学校施設における空調設備については、2011(平成23)年度に全普通教室への空調設備の整備が完了し、2018(平成30)年度に全特別教室への空調設備の整備が完了しました。また、体育館における空調設備については、第五中学校で2017(平成29)年度に工事完了、2018(平成30)年度から共用開始となり、市立小・中学校で初めての設置となりました。今後は、児童・生徒の熱中症対策や避難所機能の充実を図るため、各校の体育館に空調設備を計画的に整備していく必要があります。



マンホールトイレ※



校舎増築

※マンホールの上に、組み立て式の簡易トイレを設置し、使用します。

(4) 主要事業

23 老朽化・長寿命化対策等の推進

【教育総務課 施設担当】

計画的な維持保全により、安全で良好な施設環境を保持するとともに、構造体の耐久性調査の結果などを踏まえ、施設の建替えや長寿命化など、中・長期的な視点に立った対応を進めます。また、緊急に修繕が必要となった場合には、速やかに応急処置を行うとともに、原因等の調査を踏まえた確な改修に努めます。

避難所としての重要性が高まっている学校施設について、だれもが安全・安心に利用することができるよう整備を行い、避難所機能の充実を図ります。

24 不足教室への対応

【教育総務課 施設担当】

児童・生徒数の増加に対応するため、普通教室への改修工事や校舎増築等の不足教室対策を実施するなど、学校施設の整備・改善に取り組みます。

25 快適な教育環境の整備

【教育総務課 施設担当】

学校施設の適切な維持管理に努めるとともに、夏季の暑さ対策・熱中症対策として、体育館の空調整備等、快適な教育環境の整備について計画的に取り組みます。

(5) 主な取組

- 「調布市学校施設整備方針」に基づく取組の推進
- 構造体の耐久性調査等の結果を踏まえた維持保全工事・修繕の実施
- マンホールトイレの設置等、避難所機能の充実
- 多目的トイレ^(P51)の設置等、バリアフリーに配慮した施設整備の推進
- 普通教室への改修工事や校舎増築等の不足教室対策の実施
- 体育館への空調設備の整備や教室の空調設備、壁面緑化、校庭の芝生の適切な維持管理等、教育環境の整備



校庭の芝生化



壁面緑化

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
リーダー養成講習会の参加者数	《2017（平成29）年度実績》 360人	1,400人 （4か年累計）

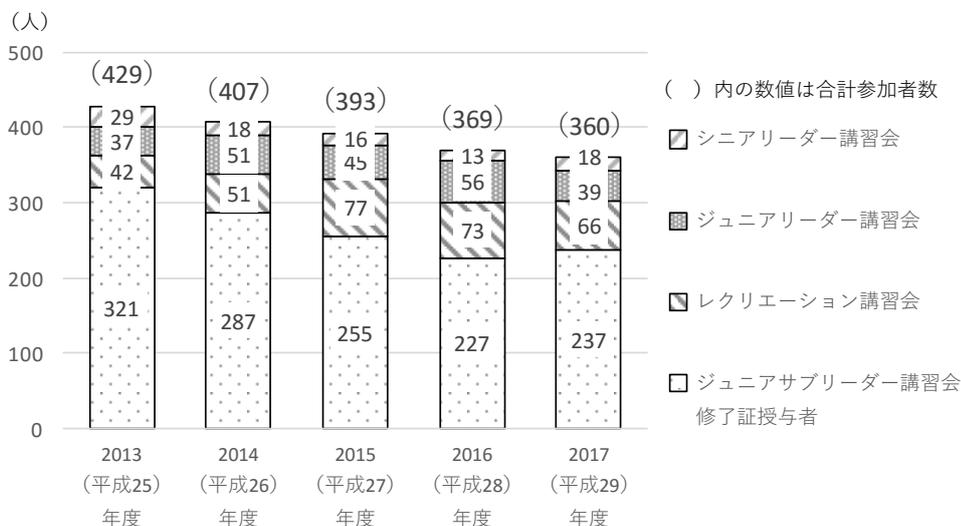
(2) 施策のねらい

地域や家庭、関係機関が連携を図り、子どもが自立・活躍できる環境づくりに取り組むとともに、青少年同士の交流等を通じて社会性を身につけさせることで、青少年の健全な育成を推進します。

(3) 背景

- 子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、子どもたちが健全に成長していくための環境づくりが必要です。このためには、社会全体で子どもを見守り、地域や家庭、関係機関がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で青少年の健全な育成に向けた取組を進める必要があります。
- 調布市ではこれまで約50年にわたり、リーダー講習会を実施し、地域で活躍できる人材の養成に努めてきました。リーダー講習会の卒業生が市内でリーダーグループを立ち上げるなど、青少年の育成に携わる熱い思いは脈々と続いています。今後も、青少年が次世代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、健全育成の場の提供や地域で活躍ができる人材の養成について、学校、地域、行政等が一体となった取組を推進していく必要があります。

リーダー養成講習会の参加者数の推移（過去5年間）



(4) 主要事業

26 家庭教育への支援

【社会教育課】

家庭教育に関する知識や意識の向上を図るため、市立小・中学校PTAが企画、実施する家庭教育セミナーに対して、助言や助成等の支援を行います。

また、社会教育及び家庭教育に関する様々な情報を掲載した社会教育情報紙「コラボ」の発行を通じて、地域や家庭の教育力の向上を図ります。

27 地域で活躍できる人材の養成

【社会教育課】

青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図るため、小学生を対象としたジュニアサブリーダー講習会、中学生を対象としたジュニアリーダー講習会、高校生学齢を対象としたシニアリーダー講習会の実施及び支援を行います。

28 青少年交流・体験事業の推進

【社会教育課】

青少年が自由に集まることのできる安全な居場所としての交流スペースを提供することで、青少年同士の交流を図ります。

また、自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに、活動を通して、まちづくりへの参加意識を高めます。

(5) 主な取組

- 家庭教育セミナーに対する助成等の実施
- 社会教育情報紙「コラボ」の発行
- ジュニアリーダー講習会^(P50) (中学生対象)・シニアリーダー講習会^(P49) (高校生学齢対象)・レクリエーション講習会^(P54) (高校生学齢以上対象)の実施
- ジュニアサブリーダー講習会^(P50) (小学生対象)の支援
- 青少年が自由に交流できるスペースの提供、交流・体験事業の実施
- 青少年による自由で夢のある意見発表の機会の提供
- 八ヶ岳少年自然の家^(P54)、青少年交流館^(P51)の維持管理・運営



リーダー養成講習会
(ジュニアリーダー大会)



家庭教育セミナー

9 生涯学習社会への対応

対応する
教育委員会
基本方針

5
※P32 参照

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
社会教育施設 (公民館・図書館) の満足度 ※調布市市民意識調査	《2018(平成30)年度 公民館・図書館の市民満足度》 図書館 68.3% 公民館 41.2% ※調布市市民意識調査	図書館 75.0% 公民館 50.0%

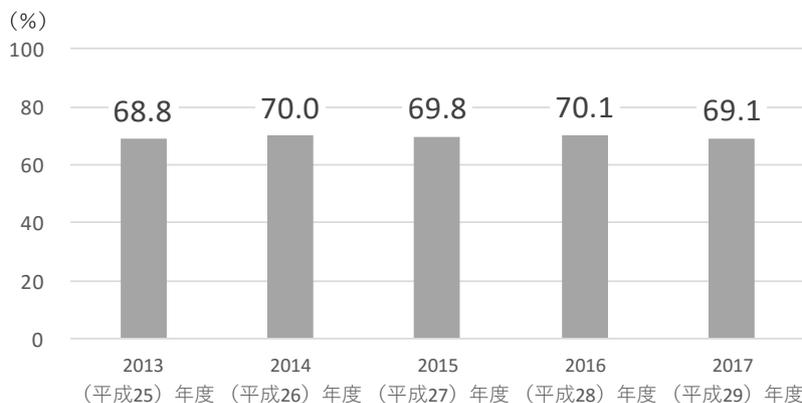
(2) 施策のねらい

学習の機会、活動の場所、学習成果の発表の場の提供など、市民の学習活動を支援することで、学習活動の活性化や地域の相互交流を促し、生涯学習・社会教育の振興を図ります。

(3) 背景

- 市民生活や社会情勢の変化により、地域における課題は複雑化しています。また、生活様式や価値観の多様化により、市民の学習ニーズは多岐にわたっています。人生100年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成することが重要です。
- 2015(平成27)年12月に内閣府が実施した調査結果によると、学校を出て一度社会人になったあとに大学、大学院、短大、専門学校などの学校において「学んだことがある、学んでみたい」とする人の割合が約半数(49.4%)となっています。人生100年時代を迎えるにあたり、教育と就労を継続するリカレント教育に関連した生涯学習の場や、様々な事情から学び直しを必要とする方に対する機会の提供、充実が求められています。
- 図書館や公民館といった社会教育施設を中心に、市民の生きがいをつくり、地域で共生していくための拠点としての機能を充実させ、自主的な学習活動を支援し、学びの成果を地域社会に生かせる環境づくりが必要です。

公民館や図書館の満足度



出典：調布市市民意識調査報告書

(4) 主要事業

29 市民、社会教育団体等の活動への支援

【社会教育課，公民館】

市民の自主的な学習活動や公民館登録団体の育成支援，社会教育団体や学習グループの活動を支援することにより，共同学習・相互学習の活性化を図ります。また，学習の成果等を市民に還元することで，社会教育の振興につなげます。

30 障害のある方の社会体験活動への支援

【社会教育課】

障害のある方を対象に様々な社会体験活動を実施することで，集団生活や他人との関わり方などの社会性を学ぶ機会を提供します。

31 暮らしと地域の魅力・課題の再認識につながる公民館活動の推進【公民館】

公民館において，防災・防犯，消費生活など，生活に必要な知識・技能に関する学習機会の提供を行うほか，市内の歴史・文化資源を活用した学習活動などを通じて，地域の魅力や課題を再認識できる事業の展開を図ります。また，学習の機会や活動場所の提供などの支援を通じて，市民相互の学び合いの活性化，地域の交流促進を図ります。

32 市民の読書・調査活動への支援

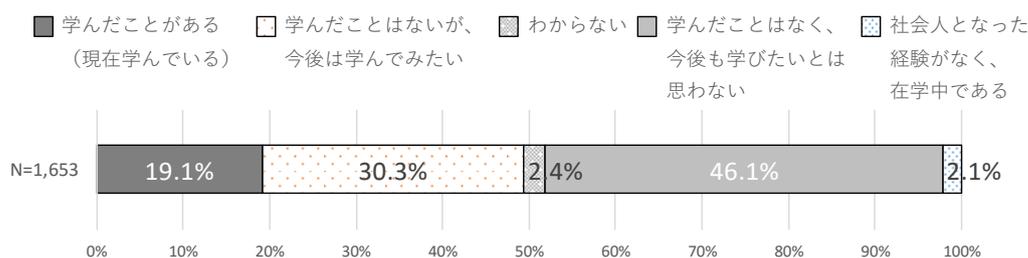
【図書館】

図書館がより効果的な学習活動の拠点として機能するよう，多様な媒体の資料や情報，課題解決につながる資料，映画・地域資料の選定，収集，整理，提供，保存を行います。また，だれもが読書や調査ができるよう，音訳，点訳，対面朗読，宅配などのサービスの充実を図ります。

(5) 主な取組

- 社会教育団体や学習グループ，公民館登録団体の活動支援，活動成果の発表の機会の提供
- 学校施設の開放による，スポーツ・文化等，生涯学習の場の提供
- 「遊 ing^(P54)」，「杉の木青年教室^(P50)」，「のびのびサークル^(P53)」など，障害のある方を対象とした様々な社会体験活動の実施
- 図書館・公民館における，地域の学習拠点・交流の場としての事業の実施，場の提供
- 地域文化祭の開催
- 学習及び多様な文化活動に資するための資料の迅速な提供と適切な保存
- 子ども読書活動推進計画に基づく取組推進
- レファレンスサービス^(P54)の充実
- 音訳，点訳，宅配サービス等，図書館利用に障害のある人々へのサービス^(P53)の充実

学び直しの実施状況



出典：教育・生涯学習に関する世論調査（2016（平成28）年2月，内閣府）

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
郷土博物館・実篤記念館の合計 入館者数	《2013（平成25）～2017（平成29）年度 平均利用者数》 51,292人	55,000人

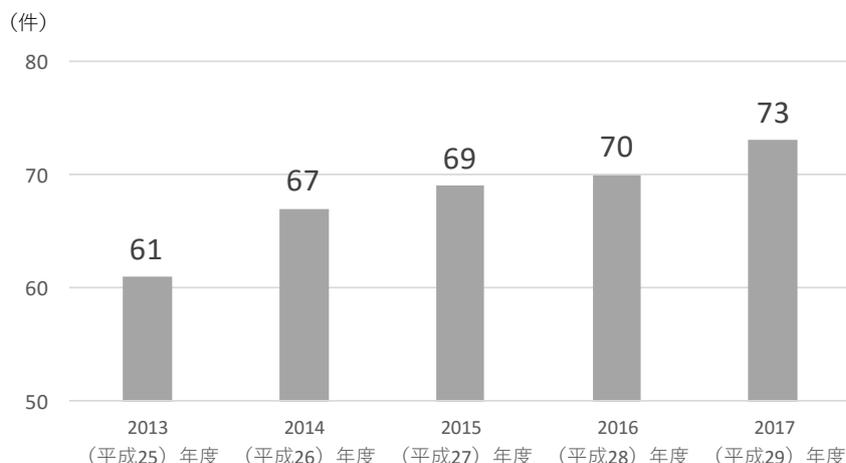
(2) 施策のねらい

地域ゆかりの文化資源や歴史・文化遺産を保存・活用することにより、次の世代に継承し、ふるさと調布に対する愛着を育みます。

(3) 背景

- 市内には、郷土の歴史や文化・自然に関する様々な資料を展示している郷土博物館や、明治から昭和にかけ文学や美術をはじめ幅広い分野で活躍した武者小路実篤の生涯と業績を紹介する武者小路実篤記念館、実篤公園等の施設があります。また、2017（平成29）年9月に国宝指定された、深大寺銅造釈迦如来倚像（通称白鳳仏）や国史跡の下布田遺跡^(P48)、深大寺城跡^(P48)、国登録有形文化財（建造物）である武者小路実篤旧邸や真木家住宅^(P49)等の歴史・文化遺産があり、それぞれ保存や整備、活用に向けた取組を進めています。
- 市内に残る有形・無形の歴史・文化遺産について所有者や関係する団体等と協働し、適切な保護と活用に取り組んでいくとともに、学校等と協働し地域ゆかりの歴史・文化への関心を高めていくための事業の実施や、郷土博物館、武者小路実篤記念館の認知度の向上、新たな利用者増加に向けた魅力の創出を図る必要があります。

調布市における歴史・文化遺産の数の推移（過去5年間）



(4) 主要事業

33 史跡・文化財の保存及び活用

【郷土博物館】

文化財指定や文化財保存補助事業等により史跡や文化財の保全に努めるとともに、それらの積極的な活用・公開を図り、地域ゆかりの歴史・文化・伝統を後世に伝えていきます。

また、郷土博物館内での授業、博物館学芸員による出前授業、収蔵資料の貸出し等の実施等、博物館と学校との連携を通じて、子どもたちに郷土の歴史や文化について学ぶ機会を提供し、地域社会に対する誇りと愛情を育てることができるよう、郷土学習の取組を推進します。

34 地域ゆかりの文化を生かした事業の展開

【郷土博物館，図書館】

郷土の歴史・文化遺産と調布ゆかりの文学・芸術活動等について、資料の調査・研究・収集・保存を進めるとともに、その成果を展示し、講座や講演会を開催して普及・啓発に努めます。

図書館では、名誉市民である水木しげる氏の作品など、地域ゆかりの資料を収集・保存し、市民に提供していきます。また、市内の映画・映像関連企業と連携・協働するなど「映画のまち調布」の特色を生かした事業展開にも取り組んでいきます。

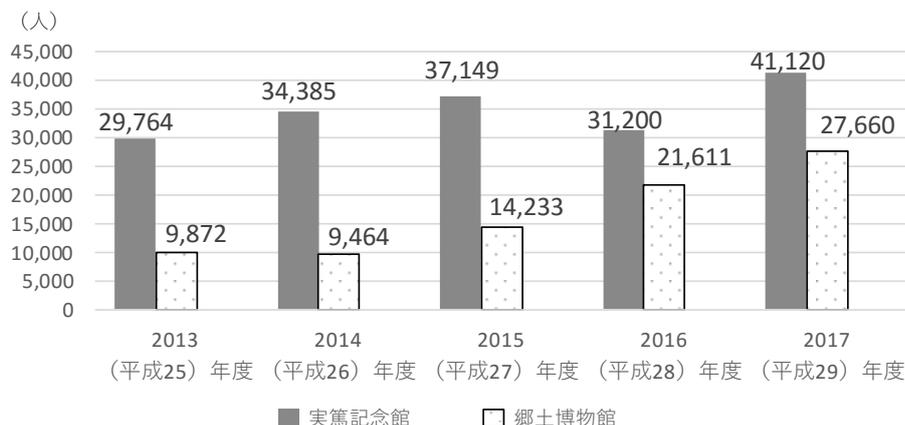
郷土博物館においては、郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等について、展示・普及事業を推進します。また、郷土の歴史・文化遺産に関する資料を調査・研究・収集・保存し、後世に継承していきます。

武者小路実篤記念館においては、実篤研究の情報収集発信基地としての機能を充実させるとともに、市内全域の子どもたちに積極的な働きかけを行うことによって、良質な文化に触れ、豊かな心を育み、郷土に愛着と誇りを感じることができるよう努めます。

(5) 主な取組

- 史跡・文化財の保全及び保護啓発の推進
- 学校教育との連携による郷土の歴史・文化の学習機会の提供
- 郷土の歴史・文化遺産、地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等の展示・普及事業の推進
- 武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開
- 武者小路実篤記念館の維持管理・運営

郷土博物館・武者小路実篤記念館の利用者数の推移（過去5年間）



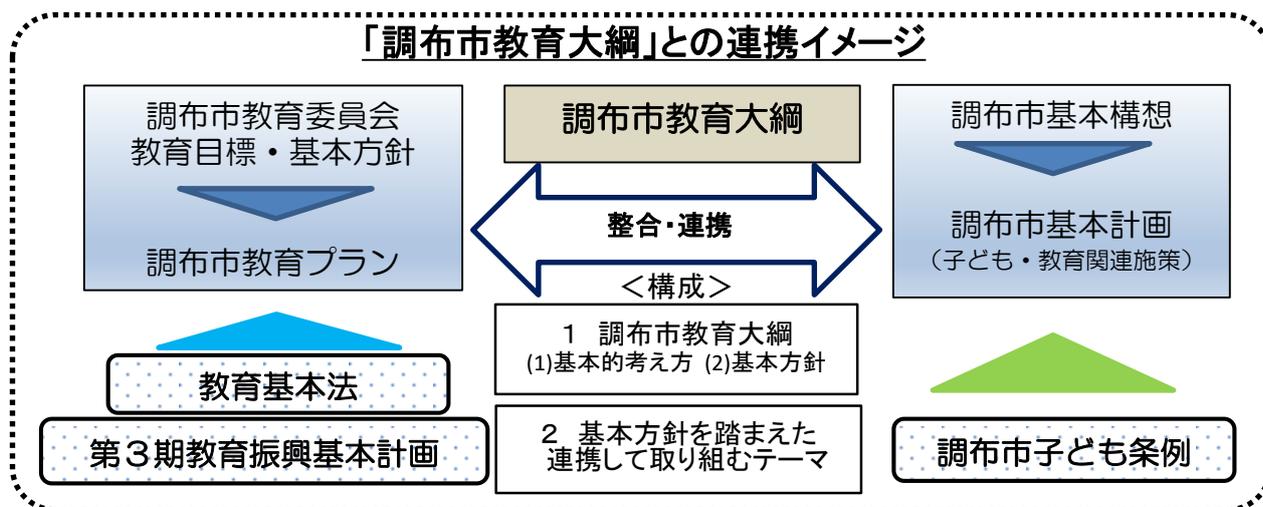
第3章 教育プランの推進にあたって

1 連携・協力体制

調布市教育プランは、調布市教育委員会が取り組む10の施策・34の主要事業を定めています。

教育に関する施策については、教育委員会と学校、保護者、地域、関係機関が情報共有に努め、連携・協力しながら推進していくことに加え、この間の教育委員会制度改革や調布市教育大綱の内容も踏まえ、これまで以上に市長と教育委員会との連携・協力が求められます。

防災、子育て、福祉、スポーツ、文化、環境など、市長部局と密接に関連する内容については、これまで以上に情報共有と連携・協力を行いながら、取組を着実に推進していきます。



2 プランの進行管理

調布市教育プランに掲げる施策・主要事業については、毎年度の取組状況を有識者による点検・評価^(P52)を実施し、その結果を市議会へ報告するとともに、公表しています。

このことにより、調布市の教育行政の透明性の確保を図るとともに、施策・主要事業の進行管理を行うことで、次年度以降の取組につなげています。

本プランの進行管理についても、これまでどおり、施策・主要事業を対象に、有識者による点検・評価を実施しながら、取組を着実に推進していきます。

資料編

1 調布市教育委員会の教育目標・基本方針

調布市教育委員会教育目標

2018（平成30）年12月21日

調布市教育委員会決定

学校教育では、調布の子どもたちが、徳・知・体の調和のとれた成長と、国際化、情報化の進展など、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けることを目指し、

- 命の大切さを自覚し、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる力を身に付けた子ども
- 豊かな心、健やかな体を基盤に、確かな学力に基づいた「生きる力」を身に付けた子ども
- 自ら社会貢献しようとする意欲をはぐくみ、社会的に自立するための基礎となる力を身に付けた子ども

の育成に向けた施策を展開する。

社会教育では、市民の自己実現を支援し、市民がより豊かでうるおいのある生活を送ることを目指し、

- 市民の要請を的確につかんだ学習の機会や場を提供する
- 市民のつながりを深めるネットワークを構築する
- 市民自らが学習の成果を生かすことのできる学習環境づくりを支援する

などの施策を展開する。

また、学校、家庭、地域住民、その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協働しながら調布の教育を支えていく、という認識のもと、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを進めるとともに、学びの成果を地域社会に生かすなど、地域の教育力を高めていくことを目指す。

調布市教育委員会基本方針

2018（平成30）年12月21日

調布市教育委員会決定

教育目標の実現に向け、以下5つの基本方針及び調布市教育プラン(2019(平成31)年度～2022年度(2019(平成31)年3月策定予定))に基づき、総合的な教育施策を推進します。

また、教育行政の推進に当たっては、調布市教育大綱及び総合教育会議における協議・調整等を踏まえ、市長との連携強化を図ります。

基本方針 1 生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる

【背景】

- 23万人余の市民が共に生きる調布市にあって、すべての市民が、命の重さを深く自覚し、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、互いを思いやる心や、規範意識を高めていくことが求められている。
- 自他の命を大切にするとともに、心豊かな教育活動の推進が求められている。このため、「命の大切さ」や「自分の命は自分で守る」ことの大切さを、子どもたちに教えなければならない。
- 調布市立学校の給食において、食物アレルギーにより尊い児童の命が失われたことを決して風化させず、一人一人が命の重さや尊さを胸に刻み、自他の命を大切にしなければならない。
- 体罰や暴言の根絶に向け、教職員一人一人の人権意識を一層高めることが求められている。
- 全国的にいじめの認知件数が増加する状況にあって、国では「いじめ防止対策推進法」、東京都では「東京都いじめ防止対策推進条例」が制定されている。全ての児童・生徒が安心して教育活動に取り組むことができるよう、いじめをなくさなければならない。

【施策の方向性】

- いじめ・偏見・差別・虐待につながらないよう、人の尊厳を大切にするとともに、人権教育や心の教育、そして子育てにかかわる教育などを推進する。
- 教職員の人権意識を一層高める取組を推進する。
- 「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」及び「学校いじめ防止対策基本方針」に基づき、いじめを決して見逃さず、いじめをなくすための組織的な取組を推進する。

■ 基本方針 2 「生きる力」を育て、個を伸ばす教育を充実する

【背景】

- 小学校で2020年度から、中学校で2021年度から全面実施される新学習指導要領の移行期に入ること踏まえ、各学校における教育課程の在り方や授業の改善が求められている。
- 変化の激しい社会にあつて、自ら主体的に判断し、適切に行動できる、社会的に自立した人間としての基礎づくりや、社会に貢献しようとする精神の育成が求められている。
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」の趣旨を踏まえ、学校や関係機関は、学校への復帰のみを目標にするのではなく、社会において自立的に生きる基礎を養うことができるよう、多様な学びの場を提供していくことなどが求められている。
- 人はみな違った存在であり、それぞれが自己実現を目指して、個の状況に応じた学習に取り組めるよう、教育環境の充実が求められている。
- 食物アレルギーのある児童・生徒と他の児童・生徒が、発達段階に応じて互いの違いを認め合い助け合う中で、みんなが同じように給食の時間を楽しみ、食を通して成長できるよう、安全で安心な学校給食を提供しなければならない。
- 経済格差が、教育格差とその再生産や固定化につながり、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されてしまう、いわゆる貧困の連鎖が社会問題化しており、総合的な対策が求められている。
- 調布市において、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを踏まえ、学校教育や社会教育の場においても、この機会を最大限に生かすことが求められている。
- 共生社会の実現に向け、障害のある人もない人も、可能な限り、同じ場で共に学び合うことができるよう、児童・生徒一人一人に必要な教育的支援を行うことが求められている。

【施策の方向性】

- 各学校において「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント」の実現を図り、教育の質の向上を図るための取組を推進する。
- 子どもたちには、生きる力の柱となる基礎的な学力を身に付けさせるとともに、その基盤となる豊かな心と健やかな体の育成を重視した教育を推進する。
- 全ての子どもたちが将来への希望を抱き、安心して学び続けられるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを中心に、学校全体で子どもを見守り、必要に応じて、福祉的な支援につなげるなど関係機関との連携・協力を推進する。
- 適応指導教室「太陽の子」や分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」の環境整備等により、不登校児童・生徒の居場所づくりや学びの場の充実を図り、社会的自立の支援を推進する。
- 食物アレルギー事故の再発防止、いじめや不登校対策、虐待など、学校を取り巻く諸課題に対応するため、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって、情報共有及び連携に努め、児童・生徒一人一人の状況に応じた教育及び支援の充実を推進する。
- スポーツによる心身の調和のとれた発達を促し、進んで平和な社会の実現に貢献できる児童・生徒を育成する機会となるよう、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。
- 全ての子どもたちが平等に教育を受けられるよう、障害のある児童・生徒一人一人の状況に応じて、合理的配慮の提供や基礎的環境の整備を行い、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。

■ 基本方針 3 学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進める

【背景】

- 家庭や地域での教育が困難になっている社会と指摘されている状況にあつて、学校・家庭・地域が子どもの教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協働しながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを進めることが求められている。
- 近年、全国各地で地震、台風・集中豪雨等の自然災害、熱中症事故や登下校中の子どもが巻き込まれる事故等が発生している。このため、自らの安全は自らが守るという自助意識と、地域で互いに助け合うという共助意識の醸成が求められている。また、学校は地域の避難所になることから、災害時に即応できる体制づくりや地域との連携を進めなければならない。
- 近年ICTの普及など、子どもたちを取り巻くネット環境が大きく変化しており、いじめや誹謗中傷などの問題をはじめ、スマートフォン等の長時間使用による生活習慣の乱れや不適切な利用による青少年の犯罪被害等につながるケースが増えている。

【施策の方向性】

- 子どもたちにとって、安全で安心な居場所をつくり、学習や体験・交流活動などを行うことができる取組を推進する。
- 学校・家庭・地域それぞれが、子どもの教育に関する情報や目標を共有し、互いに意見を交換し合いながら、教育に参加できる体制づくりを推進する。
- 地域と一体となって、より効果的な防災教育や防災訓練の取組を推進する。
- 学校・家庭・地域は、子どもたちのネット依存や、SNS等の利用に伴うトラブル等の課題を共有し、情報モラルを含むICTメディアリテラシーに関する意識啓発や指導などの取組を推進する。

■ 基本方針 4 安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する

【背景】

- 調布市では、市の人口増加の影響を受け、教育人口のさらなる増加が見込まれており、子どもの就学人数に応じた教室数の確保とともに、少人数・習熟度別学習指導や特別支援教育、ICT教育への対応など、教育環境の整備が急務となっている。また、学校施設の老朽化が進行しており、安全・安心の観点から早急なる施設改修等の対策が求められている。
- 食物アレルギー対策として、学校給食現場の状況を的確に把握し、給食室の整備・改善を計画的に進めることが求められている。

【施策の方向性】

- 教育人口の推移や施設の老朽化などを的確に把握しながら、調布市公共建築物維持保全計画⁽⁵²⁾に基づく維持保全や施設の状況に応じた老朽化対策、学習環境の改善、特別支援教育環境の充実に向けた整備を推進する。
- 「(仮称)調布市学校施設整備方針(2019(平成31)年3月策定予定)」等に基づき、関係部署と連携し、市の公共施設マネジメントとも歩調を合わせながら、施設の建て替えや長寿命化の取組を計画的に推進する。

■ 基本方針 5 生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する

【背景】

- 人生100年時代を見据え、市民が生涯にわたって自己研さんに励み、自己実現を目指す活動を通して、より豊かで充実した生活を送るための環境づくりを支援することが求められている。

【施策の方向性】

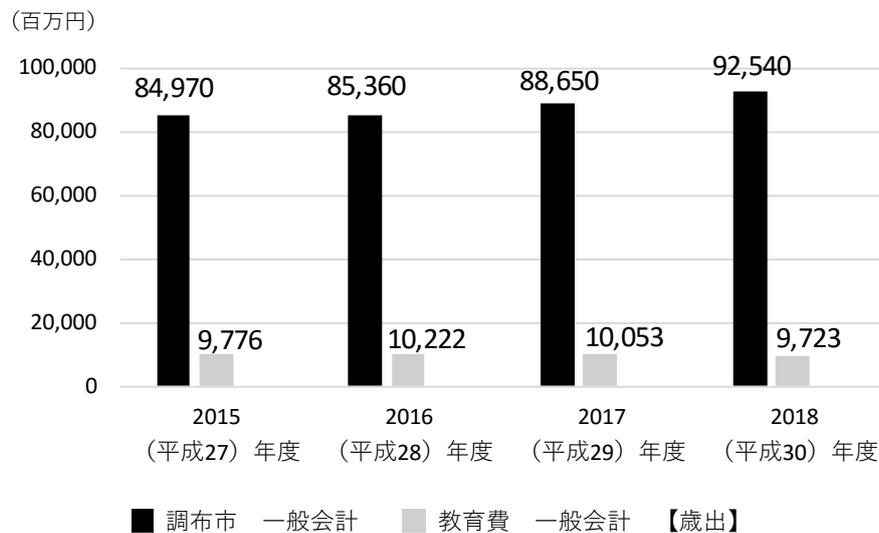
- 地域の資源を活用しながら、市民の要請や思いを受け止めた学習の機会や場の提供、学習情報の充実を推進する。
- 市民自らが多様な学習活動を行い、互いに学び合うことで、新たな学びの機会や学びの成果を地域社会に生かせる環境づくりを推進する。

2 調布市の教育を取り巻く動向

(1) 市の教育費の推移

(2015(平成27)～2018(平成30)年度 歳出予算)

不足教室対策としての校舎の増築や、老朽化対策、空調設備の整備による工事費等により、年度による増減はありますが、一般会計における教育費の割合は近年10～12%で推移しています。教育費は近年では、民生費、土木費に次いで高い構成比率となっています。



出典：調布市「一般会計歳入歳出予算」

（２）新学習指導要領の全面实施（関連施策▶**施策2**）

2017（平成29）年3月31日に新たな学習指導要領が告示され、小学校では2020年度から、中学校では2021年度からの全面实施に向けた取組を進めています。

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うこととしており、児童・生徒の学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けていくことを目指しています。

	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020年度	2021年度	
小学校	改訂 (2017 (平成29)年 3月31日)	周知 ・ 徹底	移行期間		2020年度～ 全面实施		
			教科書 検定	採択 ・供給	使用開始		
移行期間				2021年度～ 全面实施			
			教科書 検定	採択 ・供給	使用開始		
中学校							

（３）児童・生徒の学力向上を図るための調査（関連施策▶**施策2**）

調布市の児童・生徒の学力を東京都の平均と比較してみると、小学生で2.4ポイント上回っており、中学生では0.1ポイント上回っています。

科目	小学校5年			中学校2年		
	都	市	市-都	都	市	市-都
国語	67.8	69.8	2.0	72.7	72.7	0.0
社会	71.1	74.2	3.1	56.5	56.8	0.3
算数 (数学)	61.4	64.2	2.8	54.2	54.3	0.1
理科	71.6	73.5	1.9	56.5	55.7	▲ 0.8
英語	-			62.9	63.8	0.9
計	271.9	281.7	9.8	302.8	303.3	0.5
科目 平均	68.0	70.4	2.4	60.6	60.7	0.1

出典：2017（平成29）年度東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査

(4) 児童・生徒体力・運動能力, 生活・運動習慣等調査 (関連施策▶施策3)

調布市の児童・生徒の体力・運動能力等の体力合計点を東京都の平均と比較してみると、小学生で2.5ポイント、中学生で2.7ポイント下回っています。

男女・学年		体力合計点			
		都	市	市-都	
男	小	1	29.6	29.6	0.0
		2	37.2	36.6	▲ 0.6
		3	43.5	43.5	0.0
		4	49.2	49.1	▲ 0.1
		5	54.7	54.6	▲ 0.1
		6	60.2	60.1	▲ 0.1
	中	1	32.9	32.6	▲ 0.3
		2	41.2	41.9	0.7
		3	47.9	48.3	0.4
女	小	1	29.5	29.7	0.2
		2	37.4	36.8	▲ 0.6
		3	43.9	43.4	▲ 0.5
		4	50.2	49.8	▲ 0.4
		5	56.3	56.2	▲ 0.1
		6	61.4	61.2	▲ 0.2
	中	1	44.1	43.2	▲ 0.9
		2	49.1	47.4	▲ 1.7
		3	51	50.1	▲ 0.9
小学校合計		553.1	550.6	▲ 2.5	
中学校合計		266.2	263.5	▲ 2.7	

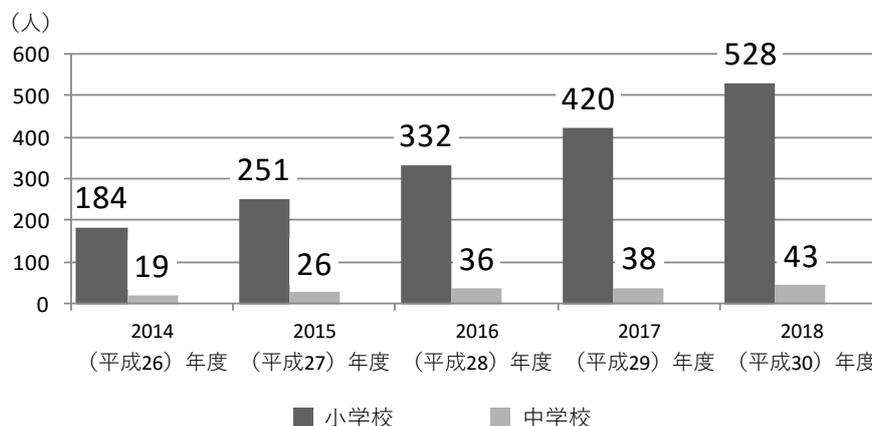
出典：2017（平成29）年度東京都児童・生徒体力・運動能力, 生活・運動習慣等調査

(5) 子どもが安心して学ぶことができる教育環境の整備 (関連施策▶施策4)

1) 特別支援教育を受けている児童・生徒の推移

発達障害等（高機能自閉症, アスペルガー症候群, 注意欠陥多動性障害, 学習障害等）により, 特別な支援が必要な児童・生徒数は増加傾向にあります。

今後も, 市の人口増加に伴う, 児童・生徒数増の影響等を受け, 対象児童・生徒数の増加が想定されます。

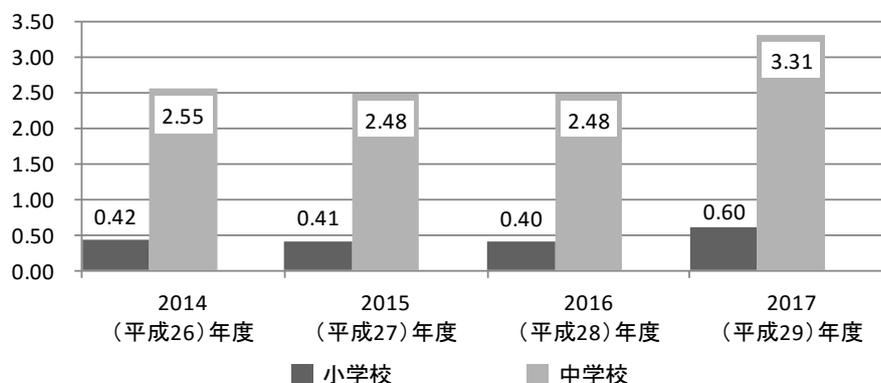


2) 不登校児童・生徒の出現率

「病気」や「経済的な理由」による者を除き、学校生活上の影響などの理由により、児童・生徒の年間欠席日数が30日以上である場合を不登校として位置付けています。

2016（平成28）年度まで横ばいであった出現率が、2017（平成29）年度は増加しています。要因・背景としては、家庭や学校における状況等が考えられています。不登校児童・生徒の心理的な不安等の要因や背景を丁寧に把握し、保護者の不安な気持ちにも寄り添いながら、丁寧な対応を行っています。

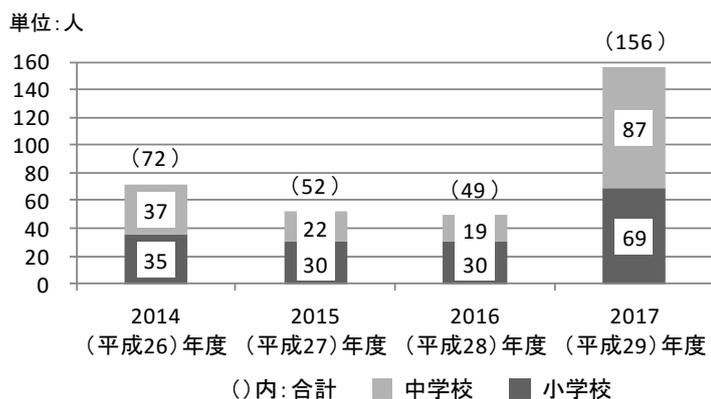
不登校児童・生徒数÷児童・生徒数×100 単位：%



3) いじめの認知件数

スクールカウンセラーによる小学5年及び中学1年の全児童・生徒に対する面接や各小・中学校で実施している東京都教育委員会のふれあい月間（いじめ防止強化月間）に合わせた児童・生徒対象のアンケート調査を継続して実施するなど、いじめの未然防止・早期発見・早期解決の観点に立った取組を実施してきた結果、近年ではいじめの認知件数が減少傾向でした。

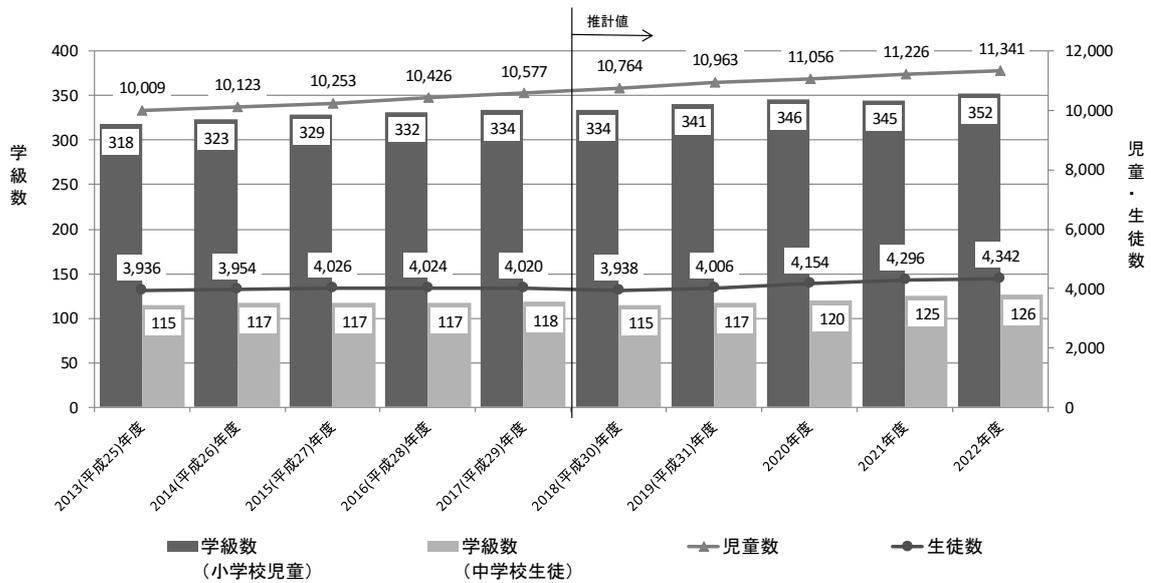
しかしながら、2017（平成29）年度の調査においては、国、東京都からの通知を踏まえ、「児童・生徒が心身に苦痛を感じているかどうかに鑑み、どんなことでも見逃さない」といった観点から、積極的認知を行った結果、件数が大幅に増加しました。全件の内容を教育委員会において把握し、重大事案につながらないように、学校や関係機関と連携した対応を行っています。



（６）教育人口推計（児童・生徒数，学級数の推移）（関連施策▶施策7）

日本全体では，2030年にかけて20代・30代の若い世代が約2割減少するとされており，65歳以上の人口が国の総人口の3割を超えるなど，生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。

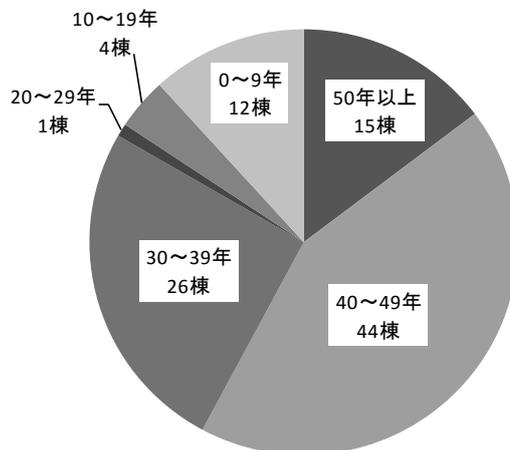
2017（平成29）年度調布市教育人口等推計報告書によると，調布市では2022年度まで児童数・生徒数ともに，地域ごとに増減の差異はありますが，増加していくことが見込まれています。



出典：2017（平成29）年度調布市教育人口等推計報告書

（７）市立小・中学校主要校舎の築年数別棟数（2017（平成29）年度）（関連施策▶施策7）

調布市公共施設建築物維持保全計画では，学校施設の構造躯体の計画更新年数を65年としています。現状では，築後50年以上経過した施設が44棟で全体の約15%，40年以上経過した施設を含めると59棟で約58%であり，今後，一斉に更新期を迎えることとなります。



3 関連する市の計画等

(1) 調布市教育大綱

1) 策定の経緯

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、2015（平成27）年度から地方公共団体の長に策定が義務付けられました。

調布市教育大綱は、調布市子ども条例の基本理念を踏まえて、調布の未来を担う“調布っ子”の健やかな成長を支えるため、学校、家庭、地域及び行政が連携、協力することを目指して、2015（平成27）年度から2018（平成30）年度までの4年間を期間として策定されました。

その後、2019（平成31）年3月に、後期基本計画（2019（平成31）年度～2020年度）、教育プラン（2019（平成31）年度～2020年度）等と整合を図りつつ、市政を取り巻く状況や社会潮流の変化等を踏まえた、必要な時点修正を行うため、調布市教育大綱（2019（平成31）年度～2020年度）が策定されました。策定にあたっては、市の教育の現状と将来の展望について、市長部局と教育委員会とが緊密に連携するため、総合教育会議における議論等を行いました。

2) 期間

年度	西暦 (平成)	2013 (25)	2014 (26)	2015 (27)	2016 (28)	2017 (29)	2018 (30)	2019 (31)	2020	2021	2022
基本構想		調布市基本構想（2012（平成24）年6月19日議決・策定）									
基本計画		前期基本計画（施策・行革プラン）						後期基本計画			
		修正基本計画									
教育プラン		教育プラン （2015（平成27）～ 2018（平成30）年度）						教育プラン（2019～2022年度）			
市長任期											
教育大綱		教育大綱 （2015（平成27）～ 2018（平成30）年度）						教育大綱（2019～2022年度）			

（ 2 ）調布市子ども条例

子どもが健やかに育ち，安心して子どもを産み，育てることができるまちの実現を目指して2005（平成17）年4月1日に施行しました。

条例では，子どもは，調布の「宝」，「未来への希望」であり，喜びや悲しみを共有する家族，友人及び地域の深い愛情に包まれて，社会の一員として大人と共に今を生き，次代を担っていることとして，家庭，学校等，地域，事業主及び市の役割などを謳っています。

調布市ではこの条例に基づき，子育て家庭に対し様々な支援を行っています。

（ 3 ）調布市生涯学習振興プラン

「一人ひとりの学びでつながるぬくもりあるまちを目指して」を基本理念に定め，それぞれの興味・関心や生活スタイルに応じた学習ができるだけでなく，その成果をまちづくりに生かすことができる環境づくりを目指し，2013（平成25）年に「調布市生涯学習振興プラン」を策定しています。



（ 4 ）調布市社会教育計画

「すべての市民の学びが 笑顔あふれる 社会を築く」を目指す将来像として掲げ，すべての市民がいきいきと学び，学びを通じて人の輪，地域の輪が広がるようなまちを目指して，社会教育の環境を整備していくこととしています。



（ 5 ）教育に関わる国や都の政策動向

1) 第 3 期教育振興基本計画

2018（平成30）年6月に「第3期教育振興基本計画」が閣議決定されました。当計画は第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すものとなっています。教育政策を推進するにあたり「今後の教育政策に関する基本的な方針」を以下のように掲げています。

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

2) 新学習指導要領

2017（平成29）年3月に幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領が改訂され、2018（平成30）年3月に高等学校学習指導要領が改訂されました。これらの新たな学習指導要領は2022年にかけて段階的な実施が予定されています。

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイントに知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」が示されています。知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理することとしています。また、教育内容の主な改善事項として「語能力の確実な育成」「理数教育の充実」「伝統や文化に関する教育の充実」「道徳教育の充実」「体験活動の充実」「外国語教育の充実」について考え方が整理されています。

3) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

2016（平成28）年12月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童・生徒に対する支援等に関し、国・地方公共団体の責務が規定されました。同法の基本指針では、不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること、不登校児童生徒への支援は、当該児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮することなどを基本的な考え方としています。

4) 子供・若者育成支援推進大綱

2016（平成28）年2月に子ども・若者育成支援推進法（2009（平成21）年法律第71号）第8条第1項の規定に基づき、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱として、「子供・若者育成支援推進大綱」が定められました。同大綱では冒頭で「子供・若者は親等の家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を秘めたかけがえのない存在である。一人一人の子供・若者が持つ能力や生まれ育つ環境は異なっても、全ての子供・若者が、身近な愛情に包まれながら挑戦と試行錯誤を繰り返す中で、自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。」とされています。

5) チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について

2015（平成27）年12月に中央教育審議会は「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」を取りまとめました。

学校においても、子供を取り巻く状況の変化や複雑化・困難化した課題に向き合うため、教職員に加え、多様な背景を有する人材が各々の専門性に応じて、学校運営に参画することにより、学校の教育力・組織力を、より効果的に高めていくことがこれからの時代には不可欠であるという考えのもと、「チームとしての学校」を実現するために① 専門性に基づくチーム体制の構築、② 学校のマネジメント機能の強化、③ 教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備の3つの視点に沿って検討を行い、学校のマネジメントモデルの転換を図っていくこととしています。

6) 新・放課後子どもプラン

厚生労働省及び文部科学省は2014（平成26）年7月に、小学校進学とともに母親が働き方を変えざるを得なくなる「小1の壁」と呼ばれる課題を踏まえ、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等の方針を定めた「放課後子ども総合プラン」を策定しました。

2018（平成30）年9月には、当該プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、向こう5年間を対象とする新たな放課後児童対策の「新・放課後子どもプラン」を策定しました。

7) 人生100年時代構想

我が国は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、人生100年時代の到来が予測されています。これまでの80年程度のライフコースから、寿命が延びて100歳を超えるようになった社会において、人々がどのように活力をもって時代を生き抜くのか、その社会システムを実現するため、首相官邸では「人生100年時代構想会議」を設置し、政策のグランドデザインを検討しています。

8) 東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）

東京都においては、2013（平成25）年4月に策定した東京都教育ビジョン（第3次）が、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開催決定や東京都教育施策大綱（2015（平成27）年11月策定）を踏まえ、2016（平成28）年4月に一部改定されています。

改定では、「オリンピック・パラリンピック教育の推進」が柱に加わりました。くわえて、「知」・「徳」・「体」の柱のうち、特に「徳」の内容が充実しており、「社会的自立を促す教育の推進」、「子供たちの健全な心を育む取組」が位置付けられています。

9) 東京都オリンピック・パラリンピック教育（東京都教育委員会）

「オリンピック・パラリンピック教育の推進」にあたっては、2016（平成28）年1月に「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針が策定されています。同方針では、東京2020大会を契機として「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の5つの資質を育成していくことが重視されており、既に都内の公立小・中学校で取組みが展開されています。

4 調布市教育委員会の権限に属する事務の点検・評価の結果

調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価報告書（2015（平成27）年度，2016（平成28）年度，2017（平成29）年度）に基づく前期プランの達成度は以下のとおりとなっています。

施策	主要事業	平成27年度 達成度	平成28年度 達成度	平成29年度 達成度
施策1 豊かな心の育成	1 命の教育活動の推進	B	A	A
	2 人権教育の推進	A	A	B
	3 道徳教育の推進	B	A	B
	4 情報モラル教育の推進	B	B	B
	5 体験活動の充実と支援	A	B	B
施策2 確かな学力の育成	6 国際教育の推進	C	B	B
	7 ICT機器の活用推進	C	B	B
	8 少人数学習指導・習熟度別指導の推進	B	B	B
	9 理数教育の推進	B	B	B
施策3 健やかな体の育成	10 学校図書館の活用の推進	A	B	B
	11 体力向上への支援	B	B	B
	12 オリンピック教育の推進	A	B	B
施策4 安全・安心な学校づくりの推進	13 学校における食育の推進	B	A	A
	14 食物アレルギー対策の推進	A	A	A
	15 安全教育の推進	A	B	B
	16 防災教育の日の推進	B	B	B
	17 通学路等の安全確保の推進	A	A	A
	18 シックハウスに対する取組	B	A	A
施策5 教職員の資質・能力の向上	19 指導力向上への取組	A	B	B
	20 人権研修の推進	A	B	B
施策6 魅力ある学校づくりの推進	21 特色ある教育活動の推進	A	B	B
	22 中学校学校選択制の実施	A	A	A
施策7 個に応じた支援及び指導の充実	23 特別支援教育の推進	A	B	B
	24 教育相談の充実	A	A	A
	25 いじめ，虐待，不登校等の把握と連携・支援	A	A	B
施策8 学校施設整備の推進	26 快適な教育環境の整備	A	A	A
	27 老朽化・長寿命化対策の推進	A	A	A
	28 避難所機能の充実	A	B	A
施策9 協働の学校づくり	29 地域人材等を活用した教育支援	A	B	B
	30 学校経営への支援	B	B	B
	31 幼・保・小及び小・中連携の推進	A	A	A
	32 学校アセスメントの充実	A	B	A
	33 学校教育との連携事業の推進	A	A	A
	34 家庭教育への支援	B	B	A
施策10 青少年の育成	35 リーダー養成講習会の実施	B	B	A
	36 児童・生徒の意見発表機会の提供	B	B	A
	37 放課後遊び場対策事業（ユーフォー）の充実	—	—	—
	38 青少年交流・体験事業の推進	B	B	B
施策11 学習機会の提供・学習活動の支援	39 市民の読書・調査活動への支援	A	B	B
	40 地域に根差した公民館活動の推進	A	A	A
	41 市民，社会教育団体等の活動への支援	B	B	B
	42 障害のある児童・生徒等の自立活動支援	C	B	B
施策12 歴史・文化遺産の保全と活用の推進	43 史跡・文化財の保全及び保護啓発の推進	A	A	A
	44 郷土の歴史・文化及び武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開	A	A	A

5 プランの策定経緯

(1) 調布市教育プラン策定検討委員会の開催

開催日	議事
第1回 2018(平成30)年 6月18日(月)	1 教育長あいさつ 2 委員紹介 3 委員長・副委員長の選任 4 事務局説明 5 質疑, 意見交換等 6 次回日程等
第2回 2018(平成30)年 8月21日(火)	1 調布市教育プラン策定検討部会 第1回の報告について 2 次期教育プランの体系, 施策, 主要事業について 3 次回日程等
第3回 2018(平成30)年 9月26日(水)	1 次期教育プラン(案)について 2 次期教育プランにおける成果指標(案)について 3 次回日程等
第4回 2018(平成30)年 10月23日(火)	1 次期教育プラン(案)について 2 次回日程等
第5回 2019(平成31)年 1月16日(水)	1 パブリック・コメントの実施結果について 2 次期教育プラン(案)について 3 今後の日程等

(2) 調布市教育プラン策定検討部会の開催

開催日	議事
第1回 2018(平成30)年 6月26日(火)	1 教育部長あいさつ 2 部会員紹介 3 部会長・副部会長の選任 4 調布市教育プラン策定検討委員会 第1回報告 5 質疑, 意見交換等
第2回(※メール会議) 2018(平成30)年 8月31日(火)	1 調布市教育プラン策定検討委員会 第2回報告 2 質疑, 意見交換等
第3回 2018(平成30)年 10月16日(水)	1 調布市教育プラン策定検討委員会 第3回報告 2 質疑, 意見交換等
第4回 2018(平成30)年 11月6日(火)	1 調布市教育プラン策定検討委員会 第4回報告 2 質疑, 意見交換等
第5回(※メール会議) 2019(平成31)年 2月14日(木)	1 調布市教育プラン策定検討委員会 第5回報告 2 質疑, 意見交換等

(3) パブリック・コメントの実施等

- 1) 意見の募集期間 2018(平成30)年11月28日(水)～12月27日(木)
- 2) 周知方法 市報平成30年12月5日号・12月20日号及び市ホームページ
- 3) 資料の閲覧場所 市役所4階公文書資料室, 各図書館・各公民館・各地域福祉センター, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 郷土博物館, 調布市教育会館
- 4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接または郵送, FAX, Eメールで調布市教育委員会教育部教育総務課まで提出

5) 意見提出件数: 65件(13人)

<提出意見の内訳>

全般に対する意見	9件
第1章「調布市教育プランの概要」に対する意見	0件
第2章「施策の展開」に対する意見	42件
第3章「教育プランの推進にあたって」に対する意見	3件
「資料編」に対する意見	8件
その他の意見	3件

(4) 調布市教育プラン策定検討委員会委員名簿

委員氏名	委員区分	
神永 典郎 ◎	白百合女子大学 人間総合学部初等教育学科 教授	学識経験
遠田 恵理	調布市公立学校PTA連合会 小学校代表	保護者
細川 真彦	調布市公立学校PTA連合会 中学校代表	
進藤 美左	NPO法人 調布心身障害児・者親の会代表	市民
福田 なお美	学校支援コーディネーター 第八中学校	
木下 安子 (2018(平成30)年 11月15日まで)	公募市民	
川島 隆宏	2018(平成30)年度調布市公立小学校長会 会長 北ノ台小学校長	学校
平岡 盛仁	2018(平成30)年度調布市公立中学校長会 会長 調布中学校長	
西牧 たかね	社会教育委員	社会教育
柏原 公毅 ○	教育部長	教育 委員会
高松 春美	教育部次長	
執行 純子	教育部指導室長	
秋國 光宏	教育部指導室統括指導主事	

◎は委員長, ○は副委員長

(5) 調布市教育プラン策定検討部会名簿

委員氏名	所 属
柏原 公毅 ◎	教育部長
高松 春美 ○	教育部次長
執行 純子	教育部指導室長
小林 正雄(2018(平成30)年9月30日まで) 高野 千尋(2018(平成30)年10月1日から)	教育部教育総務課長
関口 幸司	教育部教育総務課施設担当課長
高橋 慎一	教育部学務課長
米内山 桂	教育部指導室次長
秋國 光宏	教育部指導室統括指導主事
源後 哲郎	教育部社会教育課長
小山 暢子	教育部教育相談所長
新井 英人(2018(平成30)年9月30日まで) 小池 章士(2018(平成30)年10月1日から)	教育部東部公民館長
小池 信彦	教育部図書館長
高野 千尋(2018(平成30)年9月30日まで) 小林 正雄(2018(平成30)年10月1日から)	教育部郷土博物館長
八角 千里	行政経営部次長
小柳 栄	子ども生活部次長
小蔦 努	福祉健康部健康推進課長

◎は部会長, ○は副部会長

（ 6 ） 調布市教育プラン策定検討委員会設置要綱

第 1 設置

調布市教育プラン（以下「教育プラン」という。）の策定に係る検討等を行うため、調布市教育プラン策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 所掌事項

委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育プランの策定に係る検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

第 3 構成

委員会は、教育長が依頼し、又は任命する別表第 1 に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

第 4 任期

委員の任期は、依頼し、又は任命した日から教育プラン策定の日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 5 委員長及び副委員長

検討会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうち学識経験者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうち委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 6 会議

委員会は、委員長が招集する。

第 7 意見の聴取等

委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第 8 検討部会

委員会に、検討部会を置く。

- 2 検討部会は、調布市及び調布市教育委員会の職員のうち、別表第 2 に掲げる者（以下「部会員」という。）をもって構成する。
- 3 検討部会は、委員会が行う調査及び検討を補佐する。
- 4 検討部会に部会長を置き、教育委員会教育部長をもって充てる。
- 5 部会長は、検討部会の運営上必要があると認めるときは、部会員以外の者を検討部会に出席させ、その意見を聞き、又は部会員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第 9 庶務

委員会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、第2条に定める事項の事務完了をもって廃止する。

別表第1（第3関係）

- (1) 学識経験者
- (2) 調布市公立学校PTA連合会の小学校代表
- (3) 調布市公立学校PTA連合会の中学校代表
- (4) 調布心身障害児・者親の会の代表
- (5) 学校評議員又は学校支援コーディネーター
- (6) 公募市民
- (7) 調布市公立小学校長会の代表
- (8) 調布市公立中学校長会の代表
- (9) 調布市社会教育委員の代表
- (10) 教育委員会教育部長
- (11) 教育委員会教育部次長
- (12) 教育委員会教育部指導室長
- (13) 教育委員会教育部指導室指導主事

別表第2（第8関係）

- (1) 教育委員会教育部長
- (2) 教育委員会教育部次長
- (3) 教育委員会教育部指導室長
- (4) 教育委員会教育部教育総務課長
- (5) 教育委員会教育部教育総務課施設担当課長
- (6) 教育委員会教育部学務課長
- (7) 教育委員会教育部指導室次長
- (8) 教育委員会教育部指導室統括指導主事
- (9) 教育委員会教育部社会教育課長
- (10) 教育委員会教育部教育相談所長
- (11) 教育委員会東部公民館長
- (12) 教育委員会図書館長
- (13) 教育委員会郷土博物館長
- (14) 調布市行政経営部の職員
- (15) 調布市子ども生活部の職員
- (16) 調布市福祉健康部の職員

6 用語解説

あ行

ICT（9頁）

Information and Communication Technologyの略。情報（Information）や通信（Communication）に関する技術の総称。

IOT（Internet of Things）（8頁）

様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

アレルギー対応ホットライン（17頁）

2013（平成25）年8月、調布市は、東京慈恵会医科大学附属第三病院及び狛江市と「東京慈恵会医科大学附属第三病院アナフィラキシー対応ホットラインに関する覚書」を締結した。

9月から、病院が設ける専用PHSにより、子どもたちが通う市立学校をはじめ、学童クラブや保育園、福祉施設などを対象として、アレルギー症状発症時の対応に関する相談や救急搬送の受入れに対応いただいている。

なお、ホットラインは、食物アレルギーに特化したものではなく、例えば、ハチや薬によるアナフィラキシー等も含むアレルギー全般が対象である。

「一校一取組、一学級一実践」運動（11頁）

児童・生徒の体力・運動能力向上を図るため、各校が体力・運動能力に関する具体的目標を定め、マラソン等を行う取組。

また、一校一取組に加えて、各学級担任が工夫を凝らし、学級の状況に応じた運動を実践する取組。

「いのちと心の教育」月間（7頁）

2012（平成24）年12月20日の食物アレルギーによる児童の死亡事故を風化させない取組として、12月を実施月間として、市内小・中学校において、「生命尊重」を取り扱った授業や事故を風化させない取組等を行う。

自他の生命（いのち）を大切にし、一人一人の違いを認め合うとともに、児童・生徒が食物アレルギーについて正しく理解し、全ての児童・生徒が給食の時間を楽しく過ごすことができるよう心豊かな教育活動を展開していく。

「命」の授業（7頁）

調布市防災教育の日に、市内小・中学校において、児童・生徒が「防災に関する自助や共助についての授業」を通して、命の大切さや尊さなどについて考える授業のこと。

AI（人工知能）（8頁）

ソフトウェアを用いて人間の知的ふるまいの一部を人工的に再現したもの。

LGBT（15頁）

「Lesbian」（レズビアン、女性同性愛者）、
「Gay」（ゲイ、男性同性愛者）、「Bisexual」（バイセクシュアル、両性愛者）、
「Transgender」（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー（性的少数者）の一部の人々を指した総称。

オリンピック・パラリンピック教育推進校 (11頁)

児童・生徒がオリンピック・パラリンピックの歴史や意義、国際的なスポーツ大会等が国際親善や世界平和に果たす役割を正しく理解し、世界の国々の文化や歴史を学び、交流することを通して国際理解を深める。

また、スポーツを通して心身の調和的な発展を遂げ、進んで平和な社会の実現に貢献することができるようオリンピック教育を推進する学校。(東京都からの委託事業)

か行

外国(海外)にルーツを持つ子ども(15頁)

親の両方またはいずれか片方が外国(海外)出身者である子ども。

科学センター(9頁)

市内小学校第5学年及び第6学年の理科に興味をもつ児童を対象に、化学・物理・地学等に関わる内容の講座を主に土曜日に開催している。参加者が楽しく、意欲的に観察や調査をしたり、実験をしたりする活動を通して、感受性豊かな心と探究する心を育成する。拠点校として調布市立布田小学校に設置。

学校危機管理マニュアル(17頁)

学校及び学校を取り巻く地域において自然災害や犯罪、新型インフルエンザ等の感染症等の様々な危機から、児童・生徒の生命及び身体の安全確保を図り、柔軟に対応できるように危機管理体制等をマニュアル化したもの。

学校支援地域本部(9頁)

学校と地域の人材等が組織的に結びつき、学校教育に参画する体制を整備した取組。地域人材を活用し、学校教育の充実のため、地域人材と学校の調整役を担う。

学校評議員(15頁)

学校が、保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていく観点から、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していくため、学校運営に参加する地域住民。

学校関係者評価委員会(15頁)

保護者や地域の方々、近隣学校等の教職員等で構成する学校関係者評価委員会の委員。学校が行う自己評価結果について評価する取組を行い、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校の現状と課題について学校及び地域が共通理解を深め、学校運営の改善への協力を推進する。

国史跡下布田遺跡(24頁)

布田六丁目に所在する縄文時代晩期(約2500年前)の祭祀・墓地遺跡で、狩猟採集社会から農耕社会へと移行する複雑な社会構造を究明する上で重要な遺跡として、昭和62年5月12日に国の史跡に指定された。

赤く塗られた滑車型土製耳飾り(国重要文化財)をはじめとする晩期に特有な呪術的遺物とともに、石棒祭祀を物語る遺構や、有力者の埋葬施設と考えられる方形配石遺構、合口甕棺墓、配石埋甕墓などが出土している。

国史跡深大寺城跡（24頁）

深大寺元町二丁目に所在する戦国時代前期の平山城である。15世紀末から16世紀前半にかけて、南関東における北条氏と上杉氏の攻防の中で扇谷上杉氏によって築城された3郭からなる中世城館跡で、北条氏の改変を受けずに上杉氏系の築城技術を残す希少な城跡として、2007（平成19）年7月26日に国の史跡に指定された。1997（平成9）年より、第1郭と第2郭は都立神代植物公園の分園（水生植物園城山地区）として無料公開されている。

国登録文化財真木家住宅（24頁）

上石原二丁目に所在する明治後期の和館洋館併存住宅で、2000（平成12）年4月28日に国の登録有形文化財（建造物）に登録された。明治43年頃、真木長義男爵の嫡男平一郎が現在の港区白金二丁目に建築し、その後、昭和12年に多摩川左岸の景勝地であった現在地に移築された。真木男爵は旧佐賀藩士で、長崎伝習所においてオランダ海軍により海軍全般の軍事を学び、明治になり海軍中將に任じられ、日本の海軍創設に尽くした。

コーディネーショントレーニング（11頁）

運動を早く学習できるようにするための“学ぶ力”を得ることを最大の目的としたトレーニング。

心のバリアフリー教育（7頁）

学校において、障害の有無に関わらず、交流や共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置づける等、障害者理解の一層の推進を図る教育。

個別指導計画（13頁）

個別の支援が必要な児童・生徒一人一人に対して、適切な支援を行うことを目的とした個人

の目標や指導方法等を短期的な視点から作成した計画書。

個別の教育支援計画（13頁）

個別の支援が必要な障害のある児童・生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの視点で、適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育支援を行うことを目的とする計画書。

さ行**シックハウス（17頁）**

シックハウスとは、住宅の高気密化や化学物質を拡散する建材・内装材の使用等により、新築・改築後の住宅等において、化学物質による室内空気汚染等によって居住者に様々な体調不良が生じることをいう。

調布市では、2002（平成14）年9月に、調布小学校において、ホルムアルデヒド及びトルエンが基準値を大幅に上回る状態だったのにもかかわらず、十分な対策をしないまま新校舎の使用を開始し、児童へ健康被害をきたしたことから、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」を策定するとともに、対策を実効性のあるものとするべく、継続的にシックハウス対策に取り組んでいる。

シニアリーダー講習会（21頁）

高校生学齢を対象とした講習会。ゲームやキャンプ、野外活動等を通して、レクリエーション活動の企画・運営方法を学ぶことで、地域活動等で活躍できる人材を養成することを目的とする。

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（13頁）

児童生徒の問題行動等について、事態をより正確に把握し、これらの問題に対する指導の一層の充実を図るため、毎年度、暴力行為、いじめ、不登校、自殺等の状況等について、毎年度、文部科学省が行っている調査。

授業改善推進プラン（15頁）

児童・生徒の学力調査から得られた学習到達度や学習に対する意識、行動様式等から組織的に指導の重点化、指導方法の改善を図り、授業の質の向上に資する計画のこと。

ジュニアリーダー講習会（21頁）

中学生を対象とした講習会。他校の仲間と一緒に、ゲームやキャンプ、野外活動等の様々なレクリエーション活動を通して、リーダーシップを身につけることで、地域活動等で活躍できる人材を養成することを目的とする。

ジュニアサブリーダー講習会（21頁）

健全育成推進地区委員会が協力のもと、地区の健全育成事業の一つとして実施している概ね小学4年～6年生を対象とした講習会。レクリエーションを通して協調性や規律性を身に付けることを目的とする。

上級救命講習（7頁）

市内小・中学校の教員を対象に実施。普通救命講習の内容に加え、傷病者管理や外傷の応急手当、搬送法等の技能を学び、教員の災害対応能力の向上を図る。

食物アレルギー（16頁）

食物アレルギーとは、特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことを言う。アレルギー反応により、じんましん、腹痛・おう吐、呼吸困難などの皮膚・消化器・呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言う。

その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味する。

就学援助制度（13頁）

公立の小学校・中学校等に在籍する児童・生徒の保護者を対象に、経済的な理由で子どもを就学させることが困難な場合、認定された方が給食費、学用品費、校外活動費、新入学準備金等の援助を受けることができる制度。

食育（10頁）

様々な経験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むこと。

杉の木青年教室（23頁）

市内在住で中学校特別支援学級を卒業した知的障害のある方を対象に、スポーツやバスハイク、料理・絵手紙教室などの野外活動や文化活動を通じて、様々な社会体験や集団行動に参加する機会を提供する事業。

スクールカウンセラー（13頁）

学校に配置している心理専門職。児童・生徒の問題行動の背景になっている不安や悩みへのカウンセリング、保護者や教職員への助言・援助など、子どもの心の問題に関する様々な相談活動を職務としている。

スクールサポーター（13頁）

通常の学級で特別な支援を要する児童・生徒に対して、各校に応じた支援（取り出し授業や見守り等）を行う。市立小・中学校全校に配置。

スクールソーシャルワーカー（13頁）

不登校の児童・生徒や子育てに不安のある保護者からの相談、養育困難な家庭などに対して、家庭訪問や関係諸機関との連携・調整を行うなど、福祉的視点から、子どもの立場に寄り添い問題解決への対応を図る専門家。

青少年交流館（21頁）

調布尋常高等小学校石原分教場で長く教鞭をとられた、故中村やす先生のご遺志をもとに建設した施設。青少年が相互に交流し、社会性や協調性を育むことを目的としている。

セーフティ教室（17頁）

学校・家庭・地域社会・関係機関等と連携し、児童・生徒の非行防止、犯罪被害から守るための取組。

警察署の職員等を講師として学校に招き、喫煙や万引き、薬物の有害性・依存性、乱用の危険性などの講話等を児童・生徒に対して行い、啓発を図る。

た行**第七中学校はしうち教室（12頁）**

2018（平成30）年4月に全国初の分教室型の不登校特例校として、第七中学校に開設。

不登校生徒を対象とした多様な学びの場を提供するとともに、その学びの場が、一人一人の生徒の状況を十分に把握し、充実した支援となるよう支援体制や支援内容を整備していくこととしている。

多目的トイレ（19頁）

車いす使用者が利用できる広さや手すり、おむつ替えシート、ベビーチェア等を備えた、多様な方が利用可能なトイレ。

地域学校協働本部（9頁）

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。地域による学校の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させていくことを目指していることが、「学校支援地域本部」などの従来の地域の学校支援の取組との違いである。

中学校学校選択制（15頁）

調布市立中学校に入学する場合、通学区域制度により住所地で入学する学区域の学校（指定校）が決められているが、学区域外の学校（指定校以外）でも入学を希望すれば、受入れ予定人数の範囲内で入学できる制度。

調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針 (6頁)

いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階における取組等を示した基本方針のこと。2013(平成25)年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、2014(平成26)年3月に策定した。

調布市公共建築物維持保全計画(31頁)

公共建築物の現状・課題、維持保全に向けた基本的な考え方や整備の方針、具体的な改修等のシミュレーション、推進体制等を明らかにした公共建築物の維持保全計画。2011(平成23)年3月に策定した。

調布市子ども・若者支援地域ネットワーク (13頁)

子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第19条第1項の規定に基づく協議会。教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者に対する支援に関係する機関、団体等が連携し、社会生活を円滑に営むことが困難な子ども・若者を支援するため設置。

調布市立学校における働き方改革プラン (15頁)

「教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る」ことを目的に、また、「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする」ことを目標に掲げたプラン。①教員が担うべき業務に専念できる環境の確保(業務改善、ICTの活用促進など)、②教員の意識改革(ライフ・ワーク・バランスの推進など)、③学校を支える人員体制の確保(学校支援地域本部(地域学校協働本部)など)、④部活動の適正な実施の4つを取組の方向性に位置づけ推進する。

調布市防災教育の日(17頁)

実効的な防災教育の充実と「震災時対応シミュレーション」の検証を図るため、毎年4月の第4土曜日を「調布市防災教育の日」と定め、学校・保護者・地域の連携による防災教育と防災訓練を、調布市立小・中学校全校一斉に実施している。(2012(平成24)年度から実施。)

適応指導教室「太陽の子」(12頁)

心理的要因等により不登校状態にある児童が対象。教育活動を通じて、自立と集団生活への適応力を育てることを目指す。

テラコヤスイッチ(13頁)

不登校状態にある中学生を対象に、比較的年齢の近い大学生・大学院生が「お兄さん・お姉さん」的な役割で関わり、学習へのきっかけづくりや、少人数で楽しく過ごす時間を提供する取組。生徒の居場所づくり、コミュニケーション能力の育成を目指す。東京学芸大学・松尾研究室(心理・教育学)に委託して実施している。

点検・評価(27頁)

点検・評価とは、「調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の略。

2007(平成19)年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定された。こうした改正を踏まえ、調布市においても、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を毎年実施している。

東京教師道場（15頁）

授業研究を通して、2年間継続的に指導・助言を受け、教科等の専門性を一層高めるとともに、他の教員の指導的役割を担うことができる資質・能力を磨く場。

「特別の教科 道徳」（6頁）

道徳教育の充実を図るため、道徳の時間を教育課程上、特別の教科道徳（道徳科）として新たに位置付け、その目標、内容、教材や評価、指導体制の在り方等を見直すこととした（小学校では2018（平成30）年度から、中学校では2019（平成31）年度から実施）。

特別な支援が必要な児童・生徒（12頁）

知的な遅れのない発達障害を含めた、学校での生活や学習に困り感のある児童・生徒。

図書館利用に障害のある人々へのサービス（23頁）

資料があっても読むことができない、来館が難しいなど、図書館を利用できない原因を取り除いて、だれでも利用できるように支援するサービス。具体的には、音訳サービス、点訳サービス、大活字本の提供、宅配サービス、子どもたちへの布の絵本・遊具の提供など。

な行**のびのびサークル（23頁）**

特別支援学級や特別支援学校の在籍者・卒業生を対象にダンスやゲーム、バスハイクなどを開催し、様々な社会体験の機会を提供する事業。

は行**非構造部材（18頁）**

建築物を構成する部材のうち、天井材、窓ガラス、照明器具、設備機器など、建物のデザインや居住性の向上などを目的に取付けられるもの。

普通救命講習（7頁）

小学校第6学年及び中学校第3学年を対象に実施。心肺蘇生や自動体外式除細動器（AED）の使用方法等の技能を学び、自助・共助の力を身に付ける。

不登校プロジェクト（SWITCH）（13頁）

不登校児童・生徒への支援の取組として、東京学芸大学・松尾研究室と連携して行っている事業。メンタルフレンドの派遣事業、不登校児童支援個別支援票への助言、テラコヤスイッチなどに取り組んでいる。

ふれあい月間（13頁）

児童・生徒のいじめ問題及び不登校問題について、学校が継続的かつ意識的に取組を推進するとともに、取組の工夫改善を図るため、東京都教育委員会が指定している重点月間（6月、12月、2月）。

ま行

メンタルフレンド（13頁）

比較的年齢の近い大学生・大学院生を学校や家庭に派遣し、「お兄さん・お姉さん」的な役割で不登校状態にある児童・生徒をサポートすることにより、子どもの精神的な成長や回復を目指す取組。東京学芸大学・松尾研究室（心理・教育学）に委託して実施している。

や行

八ヶ岳少年自然の家（21頁）

山梨県北杜市、八ヶ岳の裾野に広がる雄大な自然の中にあって、青少年たちが自然に親しむ中で集団での宿泊生活を通じて情操や社会性を育む場。ハイキング、登山、スキーやスポーツ合宿のベースとして、一般の方でも、年間を通して利用できる。

遊 ing（23頁）

市内特別支援学級に在籍する児童・生徒を対象に、スポーツや工作教室、野菜収穫、映画鑑賞など、楽しく遊びながら社会体験をすることを目的とした活動。

ユニバーサル・デザインの視点に立った授業（8頁）

学校施設設備のユニバーサル・デザイン化に留まらず、学習目標、学習方法、教材教具、評価など様々な面で特別支援教育の視点を取り入れ、全ての児童・生徒が理解しやすい授業の工夫を目指していく授業。

ら行

レクリエーション講習会（21頁）

高校生学齢以上を対象とした講習会。レクリエーションを行うための知識や技術を学習することを目的とする。

レファレンスサービス（9・23頁）

利用者の調査・研究活動を支援するサービス。

（学校図書館における）

レファレンスサービス（9頁）

学校図書館において、児童・生徒の読書活動や学習活動を多様な方法で学校図書館が支援すること。

7 調布市教育プラン策定検討委員会からの報告

平成31年2月13日

調布市教育委員会
教育長 大和田 正治 様

調布市教育プラン策定検討委員会
委員長 神永 典郎

次期「調布市教育プラン」(案)について

このことについて、平成30年6月18日から平成31年1月16日まで、全5回にわたり調布市教育プラン策定検討委員会を開催し、議論・検討を行った結果、次期「調布市教育プラン」(案)をとりまとめましたので報告いたします。

また、調布市教育プラン策定検討委員会委員が本プランに策定に関わった中での所感や本プランに込めた想いについて添付いたします。

《調布市教育プラン策定検討委員会委員から》

◆委員

私たちは、調布市の市民一人ひとりが豊かな学びを実現できる“まち”として発展していくことを願って、調布市教育プランを検討してきました。その内容として、これからの社会を担う子供を育成する学校教育に関するだけでなく、生涯にわたり自分を高めたいと願う市民の要望に応えられる環境を調布市としてどのように整備し実現していくかについて議論して来ました。

今回で3度目となるこの教育プランでは、主要事業を整理し、事業相互の関連付け、施策の重点化を図りました。特に、『教育大綱（市長部局）』との連携を踏まえたグローバルな人材の育成や子供の貧困への対応を、また、学校教育においては、特別支援教育の推進やいじめ・虐待の防止、不登校児童・生徒への支援等、個に応じたきめ細かな指導や確かな学力の育成とともに、学校と地域が協働し、安全・安心で魅力ある学校づくりが推進できるように検討を重ねました。

◆委員

この教育プランが調布市の教職員に浸透・実践されたならば、調布の子どもたちは、心豊かに健やかに成長するであろうと感じます。

教職員は多忙な業務に追われ、疲弊されている方もおられるかと思います。しかし、個を理解し、個に応じた教育を実践することこそが、業務のスリム化へつながるのだと思います。特に多くの教職員が豊かな生活を送る中で、本当の貧困を知ることは、教職員の言動にも大きく変化が出ると考えられます。親以外の身近な大人として、信頼できる師として、寄り添う姿勢（わかってもらえている）があるだけで、保護者は安心し、子どもは素直に教育を受けられるのだと感じます。それだけで、不要なトラブルを回避し、影響を受ける子どもが減少し、穏やかな学校生活につながるのだと感じます。

プランの実践には、少人数クラスの編成が不可欠です。

事前に送付される資料を読み込み出席する委員会は大変プレッシャーではありましたが、大変勉強になりました。

◆委員

これまで保護者の代表として市の様々な委員会に名を連ねてきたが、正直この教育プラン策定検討委員会ほど真剣に議論を重ねた委員会はほかに記憶がない。とくに子どもの教育に関わる箇所は、本文はもちろん項目のタイトル、リストの順序にいたるまで、細かい表現の一つひとつについて意見を出し合い、当初提示された案からは想像以上に多くの変更が加えられている。

保護者の立場として、子どもたちの学校生活に直接関わる点については、とくに多くの時間を割いて意見を述べさせてもらった。教員の授業研究時間の確保と働き方改革、課題を抱えている子どもへの視点、多様な子どもたちへのきめの細かい対応など。公立学校だからこそできること、なさなければならぬことがあるはずであり、それが少しでも反映されるように留意した。

大切なのはこのプランを画餅にすることなく実際の教育現場において実行することだ。今後4年間の教育行政を引き続き見守りたい。

◆委員

私は「調布心身障害児・者親の会」から保護者代表として委員会に要請され、その責任を重く感じておりました。自分の経験だけでなく、日頃、会員および学習会等で一般の保護者の方々から聞く生の声や、学校に出入りして思うことを出来るだけお伝えしました。それらの意見を委員長はじめ委員の皆さんと議論し、事務局は可能な限り内容に反映してくれたと思います。委員の皆さんはプラン案をととてもよく読み込んで来られ、疑問や思いをぶつけて討議していました。時には委員長のご配慮で時間を30分延長し、全ての委員が十分に発言できるように考えてくださるなど、とても熱心に議論されたと感じております。勿論、私は学校教育のプロでもなく、限りある時間の中で保護者のすべての思いを発言することもできなかつたろうと思います。しかし何とか市民の声や願いをプランに反映しようとする委員会の雰囲気は、未来への大きな希望だと感じました。ありがとうございました。

◆委員

まずは、教育プラン策定検討委員会の委員に選出して下さったことに感謝しております。

恥ずかしながら、委員を引き受けた当初は、パブリック・コメントのご意見の中にもありましたが、「市職員が原案を作成し、委員はひと通り目を通すだけの委員会」と思っておりました。

しかしながら、初回から緊張感のある中、プランそのものに対する意見はもちろんのこと、誰が読んでも誤解されないわかりやすい文章となるよう言葉一つ一つに気を配る発言もあり、お客さまだった私も、気持ちを切り替え、事前にプランを読み込み、生徒・児童の為にどのようなプランがより適切であるかを考えながら、会に出席しました。

自分なりに意見を述べ、それが反映されることで、より深く考え、責任の重さも増しました。

来年度以降、このプランが実行されることを見守るとともに、教育の現場に携わる一人の大人として、実行に移す努力を重ねていきたいと考えております。

◆委員

小学校では2020年度から、中学校はその1年後から新学習指導要領が全面実施となります。児童生徒に身に付けさせたい資質・能力が示され、時代の変化に伴い学習内容が一部加わる中、学校における働き方改革についても社会的関心が高まるなど、学校教育が大きく変わろうとしているこのタイミングに教育プランの策定に関わることができたことに感謝いたします。

教育については様々な角度から考え、検討することが大切だと思います。そのため、総花的という批判は否めませんが、どの内容についても必要なことであると認識しています。会議の中で、各委員から熱い意見が出され、市民の意見をもとに一定の方向性と具体的取組を示すことができたと考えています。ここで示された内容を実現させていくためには、教育現場への支援が必要になってきます。様々な面において、調布市並びに調布市教育委員会による教育現場へのバックアップをお願いします。

◆委員

調布市教育プラン策定にあたり、調布市の今後の教育の方向性を決める大切なプランであるということを意識して検討委員会に参加しました。

新しい学習指導要領が実施されること、特別支援教育の更なる推進、いじめ問題や不登校の問題、教員の働き方改革や部活動の問題など、多くのことについて、より良い方向に進めるべく、多方面の方々のご意見を聞きながら、さらには学校現場の現状も考えながら、自分の思うところを述べてきました。

調布の子ども達のために、どのようにしていったら一番良いのかを第一優先に考えて一生懸命作り上げたものと思っております。

最後に、この教育プランが、調布の宝である子ども達の成長に、大いに役立つことを願っております。

◆委員

教育は、子どもたちの“今の生活”を実り多いものにすると同時に“将来の幸せ”を実現するためにも大切なものです。それは33年間の中学校教員生活と、生活困窮世帯の子どもたちを対象とした学習支援事業に携わる中で実感しています。

その経験から、教育プランの検討においては、主として次のような点について意見を述べました。今回新たに追加された「子どもの貧困への対応」の内容が実効性を伴うようにする・すべての子どもたちに社会生活を営む上での最低限度の学力をつける・教師が精神的・時間的に余裕を持って働き、直接子どもと関わる仕事や授業の準備を優先にできるように勤務条件を改善する・生涯に渡って学び直しができる社会教育の実現を目指す・・・等々。

予算や制度上の制約の中で理想に近づけることの難しさを痛感し、委員としての力不足も感じましたが「少しでも」前に進めたいという思いで意見を述べました。今後ともその実現を見守り続けます。

◆委員

今回、調布市教育プランの策定に当たって強く留意したことは、教育行政関係者だけではなく、教育に係りのある団体や市民から幅広いご意見を伺って策定したいということでした。策定検討委員会の委員の皆様からは、数多くの貴重なご意見をいただき、活発で真摯な議論ができたものと深く感謝申し上げます。

私自身は、副委員長として神永委員長を補佐する立場であるとともに、一方では、行政職員という立場でも委員会に臨むことになりました。そのため、調布市の現状等を踏まえるとプランへの反映が難しいと思われるご意見等については、そのことを率直に発言せざるを得ない場面もありました。ご意見等に込められた委員のお気持ちは十分に理解でき、悩ましいところではありました。

ともあれ、今後はプランに記載している取組等をいかに実践していくかが問われてきます。調布市の教育に対して、皆様の引き続きのご支援、ご協力をお願い申し上げます。次第です。

◆委員

今回は、教育委員会の職員としての立場でこの委員会に参加させていただき、委員の皆様との協議を重ねる過程で、多くのことを共に考え、学ばせていただきました。

調布市の教育全体への視点と、ひとり一人の児童・生徒への視点と、それぞれの委員の立場や体験からのご発言は、どれも調布の子どもたちの成長への思いの上にあるもので、その一つ一つをこの教育プランという形に紡ぐことができたのではないかと思っております。

今後4年間、この新しい教育プランに基づき、調布市の子どもたちの健やかな成長につながる教育行政であるよう、関係機関、地域の皆様のご協力をいただきながら、努めてまいりたいと思います。

◆委員

新教育プランの策定検討にあたっては、これまでの教育プランに掲げられた7つの重点プロジェクトの成果と課題、社会情勢や教育を取り巻く現状と課題等を踏まえた上で各委員と検討を重ねてきた。特に重点プロジェクト「特別支援教育の充実」や「いじめ・不登校等に対する対策（支援）」については、調布市の多くの関係機関や学校関係者の尽力により成果をあげてきているとの認識をもっている。一方で社会全般の問題解決のために、学校教育に期待されることは依然として多く、内容も多岐にわたっている。各委員とは、子供たちにとって魅力ある学校づくりをすすめていくためにも「教員の働き方改革」や学校運営を地域と協働的に進めていく「地域学校協働本部の設置」など新たな視点を盛り込むことも検討してきた。環境整備など解決までに時間を要するものもあるが、子供たち一人一人が大切にされ、個々の能力が十分に発揮できるよう夢や希望のもてる教育環境を整備していくための指針として、新たな教育プランを着実に実行できるようにしたい。

◆委員

今回の調布市教育プランは、次年度以降全面実施される新学習指導要領の趣旨を踏まえ、未来の宝である調布市の子どもたちに必要な「生きる力」の育成のつながるものになるよう全力で取り組みました。委員会では、各委員の方々が真剣且つ活発に意見を交わし、現状の教育課題を踏まえた建設的な話し合いの場になったと捉えております。特に、個に応じたきめ細かな支援の内容では、特別支援教育や不登校児童・生徒への支援の重要性や、そのための教職員の人材育成の必要性に言及できたことは、とても良かったと思っております。

次年度からは、いよいよこのプランの実現に向けた4年間の取組となります。教育委員会としては、子どもの「主体性」と「多様性」を大切にし、学校や保護者、地域等と共に子どもたちの健やかな成長のために思いを一つにして進んでまいりたいと考えております。

刊行物番号

2018-168

調布市教育プラン（2019年度～2022年度）

発行日
発行

2019（平成31）年2月
調布市教育委員会
教育部 教育総務課
〒182-0026 調布市小島町2-36-1
T e l 0 4 2 - 4 8 1 - 7 4 6 5
